

和光市教育振興基本計画

期間：令和3年度～令和7年度

(2021年度～2025年度)

生涯にわたる自発的な学びと、
豊かで健やかな人生を支援する教育



令和3年3月

(2021年3月)

和光市教育委員会

はじめに

令和2年度のスタートは、かつて経験したことのないものでした。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大の中で、我が国においても学校は3月2日から（和光市では3月3日から）5月末までの約3カ月にわたる長期臨時休業措置となりました。6月1日から再開となりましたが、学校生活は「新しい生活の在り方」を含めて、様々な制約の中で、児童生徒や保護者、教職員、関係者には、健康第一を考えた生活が求められています。また、戦後最も大きな教育改革といわれる新しい学習指導要領¹が、小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から全面実施となり、2020年教育改革が進行していくこととなります。この新しい学習指導要領では、これから10年を見据えた教育の在り方を考えていく上で、3つのキーワードを重要視しています。

1 「カリキュラム・マネジメント²」の確立

現代社会が抱える様々な問題に対応できる資質や能力を育てるためには、教科等横断的視点で教育の内容等を組み立てることや教育課程の実施状況を評価して改善を図ること、教育課程の実施に必要な体制の確保などを通して、教育活動の質の向上を図ることが求められています。

2 「社会に開かれた教育課程³」の実現

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められている資質・能力を育てていく必要があるとされています。そのためには、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）⁴やチーム学校⁵などの学校制度改革に基づく新しい学校の姿が求められています。

3 「主体的・対話的で深い学び⁶」の実現

児童生徒が学習内容を学びと人生や社会の在り方を結び付けて深く理解し、これからの時代に必要な資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けるためには、これまでの学校教育の蓄積を生かしつつ更なる授業改善が必要とされています。

これらのキーワードをしっかりと意識して教育活動を充実させ、新しい学習指導要領で「三つの柱」として整理された資質・能力をバランスよく育てていくことが大切です。

何を理解しているか、何ができるか（知識・技能）

理解していること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力）

どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力・人間性等）

一方、社会教育は本来、学びを通してよりよい社会を形成することに役割があり、社会や一人一人の市民を取り巻く環境が大きく変化する中で、個人の学びへの支援はもとより、地域社会の課題に対応していく新たな社会教育の在り方が求められています。また、今日的な社会教育の課題として地方創生に係る取組があり、この地方創生の円滑な推進こそが地域社会の維持に不可欠であることから、次世代を担う地域人材の育成、新たな流入人材との絆づくりや活用、地域人材定着のための魅力ある地域づくりとともに、市民の学びの成果を地域社会に還元する仕組を充実し、協働を通して社会の多様なニーズに対応できる社会教育の整備を図っていく必要があります。

AI⁷やビッグデータ⁸の興隆と相まって、既存の職業が消滅していく時代の中で、それらの課題に対応し、人々が充実した生涯を全うし、豊かな社会を形成するためにも、生涯にわたって主体的に学び続ける力を身に付けることができる社会教育の充実に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、和光市教育振興基本計画策定委員会の委員長をお務めいただきました、十文字学園女子大学 教授 宮川 保之 様 をはじめ、各委員の皆様、アンケート調査等にご協力をいただきました皆様、パブリックコメントに貴重なご意見をお寄せいただきました皆様に心から御礼を申し上げまして、挨拶とします。

令和3年3月

和光市教育委員会教育長 大久保 昭男

目 次

第1編 総論

第1章 計画の策定にあたって

- 第1節 計画策定の趣旨及び位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第2節 計画の策定体制及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 第3節 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 教育を取り巻く環境の変化

- 第1節 教育に関する国・県・本市の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第2節 人口減少社会の到来・少子化の進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第3節 超高齢化社会の到来・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 第4節 グローバル化の進展・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 第5節 公共施設の老朽化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 第6節 家庭・地域の状況の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 第7節 本市の教育状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 本市が目指す教育の基本理念と施策体系

- 第1節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第2節 基本理念の目指す教育の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 第3節 第五次和光市総合振興計画との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

第2編 各論

基本施策 1	確かな学力と自立する力の育成	4 2
基本施策 2	豊かな心と健やかな体の育成	4 4
基本施策 3	質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実	4 6
基本施策 4	多様なニーズに対応した教育の推進	4 8
基本施策 5	家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進	5 0
基本施策 6	安全安心な学校施設の整備	5 2
基本施策 7	児童や青少年の居場所づくり	5 4
基本施策 8	生涯学習の振興	5 6
基本施策 9	歴史的・文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興	5 8
基本施策 10	スポーツ・レクリエーション活動の推進	6 0

資料編

指標	6 3
和光市教育委振興基本計画策定経過	6 7
和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則・委員会名簿	6 8
和光市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱・委員会名簿	6 9
用語解説	7 0

のついた語句は、巻末の用語解説の中で、内容の説明をしています。

和光市教育振興基本計画

期間：令和3年度～令和7年度（2021年度～2025年度）

【基本理念】

生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育

テクノロジーの進歩や予測困難な社会に対応するためには、生涯にわたって自発的に学び続けなければなりません。学びが人を成長させ、その人の人生を豊かにするだけでなく、新しい社会の形成に寄与することとなります。

そのためにも和光市では子供から大人まで、誰もが学びを豊かにし、幸せな人生の実現を支援する教育の振興を図ってまいります。

「基本理念」の実現のために、以下の4つの「基本方針」と10の「基本施策」を掲げています。

【基本方針】

- 1 学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進
- 2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進
- 3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進
- 4 新型コロナウイルス感染症対応に伴う新たな教育の推進

【10の基本施策】

- 基本施策1 確かな学力と自立する力の育成
- 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成
- 基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実
- 基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進
- 基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進
- 基本施策6 安全安心な学校施設の整備
- 基本施策7 児童や青少年の居場所づくり
- 基本施策8 生涯学習の振興
- 基本施策9 歴史的・文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興
- 基本施策10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

【本市の教育・文化・スポーツ等の特色】

【市費教職員の配置】

市独自の教員配置により、小学校1～4年生で35人学級を実施するなど、きめ細やかな指導・支援体制の確立に努めています。

学校支援
体制確立



【下新倉小学校開校】

平成28年4月に9番目の小学校を開校しました。公立図書館と公民館を併設した複合施設です。

【和光市アーバンアクア

公園】

「荒川右岸流域下水道終末施設」の上部に、スポーツレクリエーション施設を備えた公園を整備しました。



【午王山遺跡 の国指定】

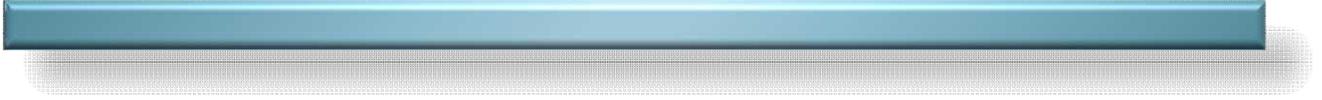
弥生時代の貴重な環濠集落として国指定史跡となった午王山遺跡の保存・活用を推進し、遺跡について学べる環境を整えています。



文化・スポ
ーツ振興

施設設備
充実

第1編 総論



第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨及び位置付け

国は、戦後の新しい教育の根本方針である教育基本法を約60年ぶりに改正し、平成18年12月に新しい教育基本法を公布・施行しました。この改正により、教育の目的や理念、教育の実施に関する基本を改めて定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにしました。その中で、同法第17条に、総合的かつ計画的に教育施策を推進するため、国の教育振興基本計画の策定が規定されたことから、平成20年7月に第1期の教育振興基本計画を策定し、我が国がその後5年間で目指すべき方向性を具体的に示しました。その後、平成25年6月に第2期、そして平成30年6月に第3期の教育振興基本計画が策定されました。

埼玉県では同条第2項に、国の計画を参酌し、地域の実情に応じた計画の策定が努力義務として示されたことから、国の策定のそれぞれ1年後に県の教育振興基本計画を策定しています。現在は、平成31年3月に策定された第3期教育振興基本計画に基づき、教育行政を推進されています。

一方、本市では、これらの国や県の教育振興基本計画を参酌しながら、平成23年に策定された「第四次和光市総合振興計画基本構想（2011年～2020年）」において、その基本目標の一つに「自ら学び心豊かに創造性を育むまち」を掲げ、心身ともに健康で逞しく、創造性と進取の気概に富み、豊かな人間性と国際的な視野を備えた人間尊重の精神、生命に対する畏敬の念を基調とした「知・徳・体」のバランスの取れた人間の育成、市民の生涯学習への高まりに応じた一人一人のニーズに合わせた多様な学習活動、更には文化の創造やスポーツの振興等を推進しています。また、その具現化に向け「和光市教育行政の基本目標と重点施策」を定め、それぞれの施策の推進を図ってきたところです。

平成27年4月の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「地教行法」という。）の改正に伴い、市長と教育委員会の協議の場でもある「総合教育会議」における議論を踏まえて策定された当市の教育、学術文化の振興に関する総合的な施策の大綱である「和光市教育大綱」が平成27年4月、平成30年4月にそれぞれ策定され、現在に至っています。

今般、本市の最上位計画である「第四次和光市総合振興計画」の計画満了に伴い、新たに「第五次和光市総合振興計画」が策定されることから、その「教育」に関する分野を補完・充実させるものとして、「和光市教育振興基本計画」を策定することとしました。策定に当たっては、国や県の教育振興基本計画を十分に参酌するとともに、「第五次和光市総合振興計画」及び「和光市教育大綱」との整合性を図りながら進めてきました。

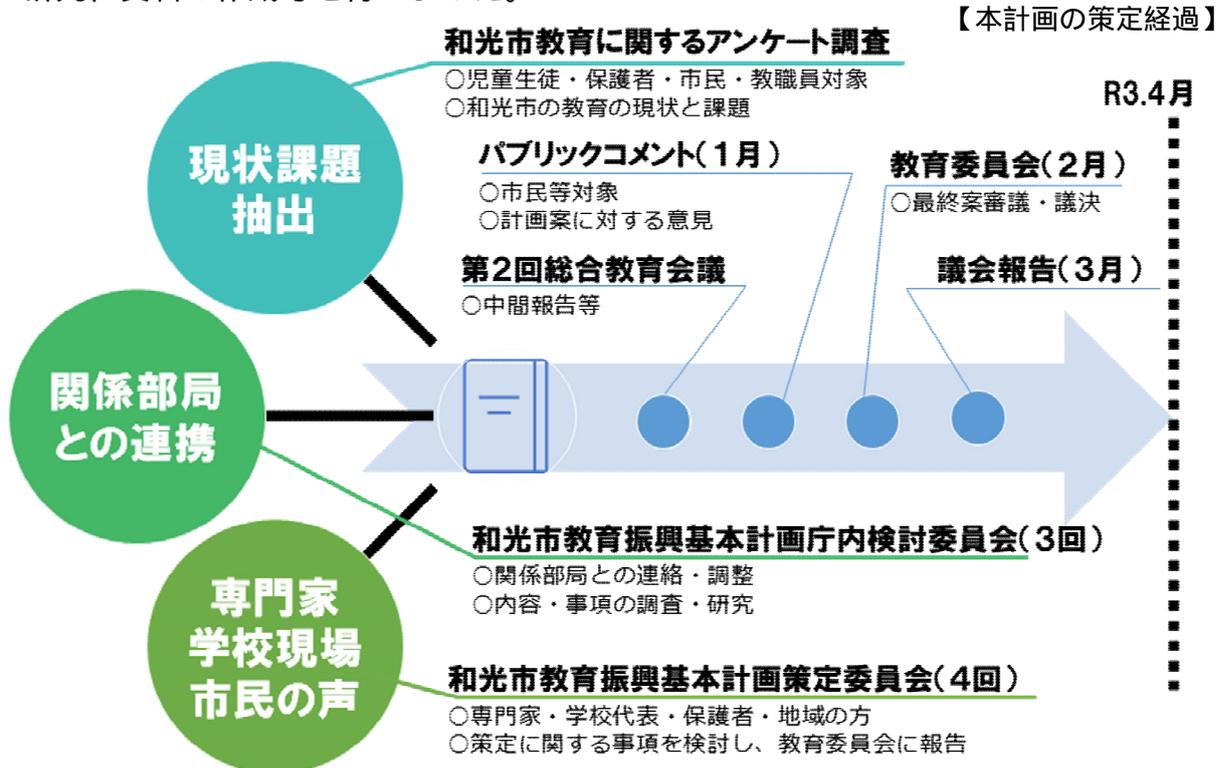
戦後最大の教育改革の真っ只中であるとともに、世界中を揺るがす新型コロナウイルス感染症に伴う影響が大きい時期において、国家百年の計ともいわれる「教育」を揺るぎない強固な形で進めるべく、本計画に基づいた教育行政の推進に努めてまいります。

【教育振興基本計画の時期】

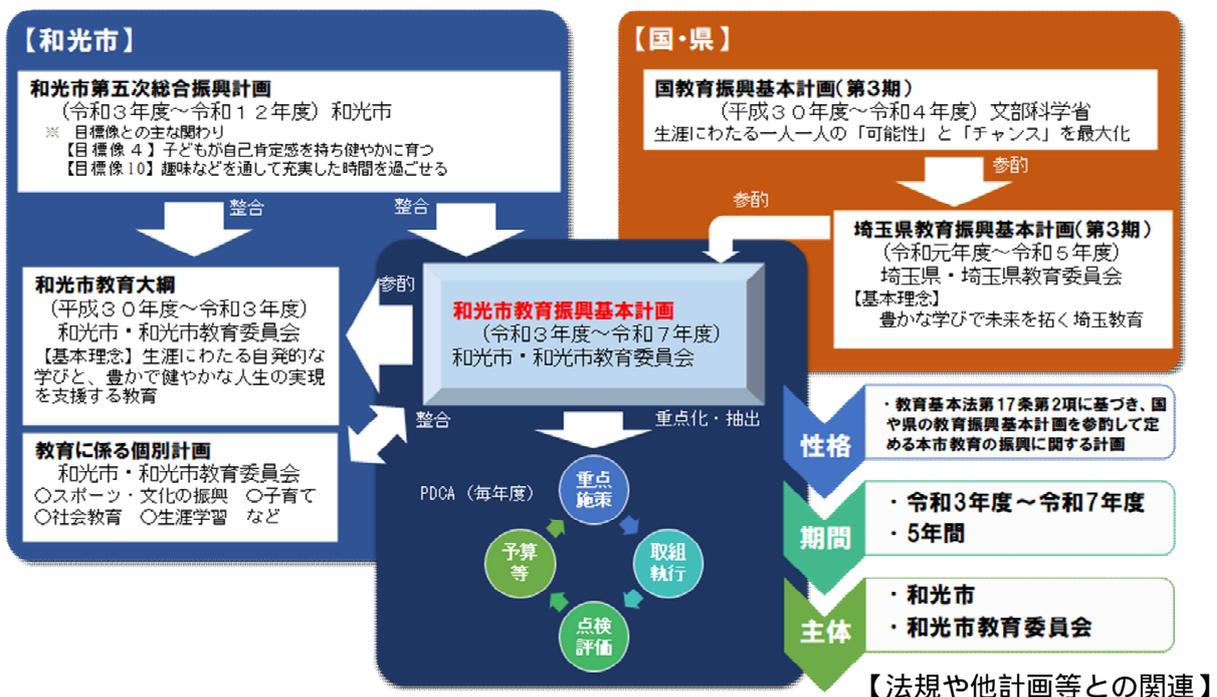
	平 20	平 25	平 30	令 5
国	第1期 (I20～H24)	第2期 (H25～H29)	第3期 (H30～R4)	
県	第1期 (H21～H25)	第2期 (H26～H30)	第3期 (H31～R5)	
市				第1期 (R3～R7)

第2節 計画の策定体制及び期間

本計画は、学識経験者、学校教育関係者、各種団体等関係者、市民公募者を構成員とする、「和光市教育振興基本計画策定委員会」を中心に、協議・検討を行いました。また、教育委員会、市長部局関連各課長を構成員とする「和光市教育振興基本計画庁内プロジェクト・チーム」において、策定委員会からの意見等をもとに、計画案作成のための調査・研究、資料の作成等を行いました。

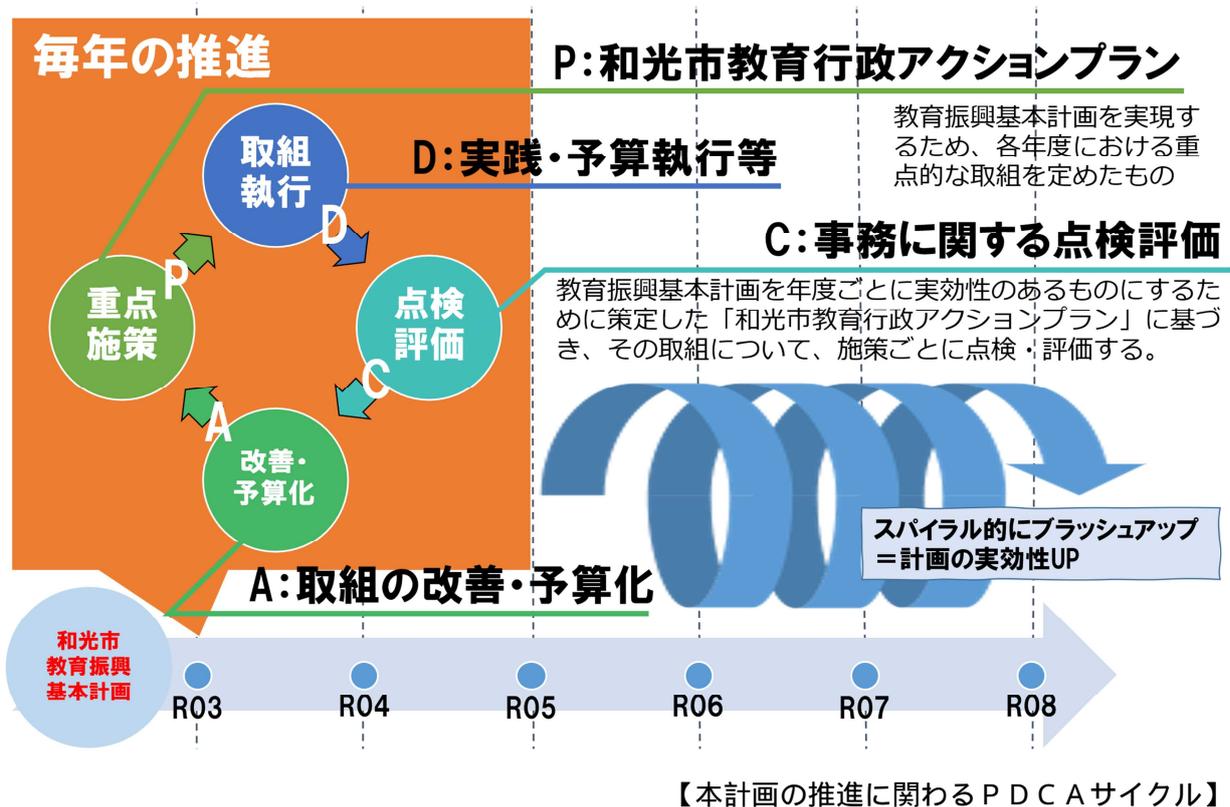


この計画の期間は、令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）までの5年間とします。



第3節 計画の進行管理

本計画の円滑かつ着実な推進を図るため、「教育委員会の事務に関する点検評価」を活用し、PDCAサイクル（経営マネジメントサイクル Plan：計画 Do：実行 Check：測定・評価 Action：対策・改善）による適切な進行管理を推進し、現状の施策活動実績を分析評価し、その中から課題や改善点を洗い出して次の施策に生かしていくことで基本理念の実現を目指します。



和光市教育行政アクションプラン

和光市教育振興基本計画に掲げる10の基本施策に関わり、その年度における重点目標や具体的な取組等についてまとめたものです。教育振興基本計画が5年間の中・長期的な計画であるのに対して、教育行政アクションプランは、毎年度示してまいります。

教育委員会の事務に関する点検評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成20年4月1日から、教育委員会でその教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行うことになり、効果的な教育行政を推進するため、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を平成20年度から毎年実施し、報告書にまとめ公表しています。

第2章 教育を取り巻く環境の変化

第1節 教育に関する国・県・本市の動向

第1 国の動向

我が国では、教育基本法の改正に沿って、平成19年に学校教育法をはじめとした関連法の改正を行ってきました。その後、学習指導要領（小・中学校）及び教育要領（幼稚園）の改訂、いじめ防止対策推進法の制定、更には教育委員会制度を大きく変える地教行法の改正等、その時代の現状や課題に対応した、教育に関する法規等の整備を行ってきました。

年 月	事 項
平成18年12月	教育基本法の改正
平成19年 6月	学校教育法、教職員免許法及び教育公務員特例法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）の改正
平成20年 3月	学習指導要領の改訂（小中学校）、教育要領の改訂（幼稚園）
平成20年 6月	社会教育法、図書館法、博物館法の改正
平成20年 7月	第1期教育振興基本計画の策定
平成22年 4月	子ども・若者育成支援推進法の施行
平成22年 7月	子ども・若者ビジョンの策定
平成23年 8月	スポーツ基本法の施行
平成24年 3月	スポーツ基本計画の策定
平成24年 8月	子ども・子育て関連3法成立
平成25年 6月	第2期教育振興基本計画の策定
平成25年 6月	いじめ防止対策推進法の制定
平成25年 6月	社会教育法の改正
平成26年 4月	次世代育成支援対策推進法の延長
平成27年 4月	地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改正
平成28年 1月	「次世代の学校・地域創生プラン」
平成28年 7月	教育の情報化加速化プラン、ICT ⁹ を利用した「次世代の学校・地域の創生」
平成29年 3月	学習指導要領の改訂（小中学校）
平成29年 3月	社会教育法、地教行法の改正
平成30年 6月	第3期教育振興基本計画の策定
平成31年 4月	文化財保護法の改正、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正
令和元年 6月	地教行法、社会教育法、図書館法、博物館法の改正

【国の取組等概要一覧】

第2 県の動向

埼玉県は、平成21年に「埼玉県教育振興基本計画」（生きる力と絆の埼玉教育プラン）を策定し、基本理念「生きる力を育て絆を深める埼玉教育」を掲げて教育の推進を図ってきました。また、平成22年には、「埼玉県生涯学習推進計画」を策定、更に平成25年には「埼玉県生涯学習推進指針」を策定し、本県の生涯学習の目指すべき方向性を示してきました。

そして、平成26年には第2期「埼玉県教育振興基本計画」を策定し、平成31年には第3期となる「埼玉県教育振興基本計画」を策定しました。

年 月	事 項
平成21年 2月	埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」
平成21年 3月	埼玉県子ども読書活動推進計画（第二次）
平成22年 3月	埼玉県生涯学習推進計画の策定
平成25年 1月	埼玉県スポーツ推進計画
平成25年 3月	埼玉県生涯学習指針の策定
平成26年 7月	第2期埼玉県教育振興基本計画「生きる力と絆の埼玉教育プラン」
平成26年 7月	第2期埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）
平成30年 3月	埼玉県スポーツ推進計画（第2期）
平成31年 3月	第3期埼玉県教育振興基本計画
平成31年 3月	埼玉県子供読書活動推進計画（第四次）

【埼玉県の取組等概要一覧】

第3 本市の動向

本市では、平成23年3月に今後の目指すべき都市の未来像を明らかにするとともに、市民をはじめ多様な主体との連携や協働によって、将来像の実現に向けたまちづくりのための指針とすることを目的として、「第四次和光市総合振興計画基本構想」を策定し、教育分野においては、「自ら学び 心豊かに創造性を育むまち」を掲げ、それぞれの施策の具体的な推進のための諸計画を策定しています。

年 月	事 項
平成23年 3月	第四次和光市総合振興計画基本構想
平成25年 3月	和光市図書館サービス計画、第2次和光市子ども読書活動推進計画
平成25年12月	和光市スポーツ推進計画
平成28年 3月	和光市公立学校等施設整備計画
平成30年 1月	和光市スポーツ推進計画
平成30年 3月	第2次和光市図書館サービス計画、第3次和光市子ども読書活動推進計画
令和2年 3月	第2期和光市子ども子育て支援事業計画

【本市の取組等概要一覧】

第2節 人口減少社会の到来・少子化の進行

本市の人口は、少子化の進行の中にあっても微増傾向が続いています。平成10年から平成30年までの20年間の推移においては、約64,000人から約82,000人へと18,000人ほど増加しています。また、外国人登録人口も同様に、約850人から2,400人へと年々増加の傾向を辿っています。

一方、本市の0歳から11歳までの子供の人口を平成27年から平成31年3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法¹⁰により推計すると、子供の将来推計は、徐々に減少していくことが見込まれています。

年齢	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	年齢
0歳	837	839	839	839	839						
1歳	806	810	810	812	812	2,452	2,439	2,441	2,444	2,447	0～2歳
2歳	809	790	792	793	796						
3歳	829	791	771	773	776						
4歳	805	819	780	762	764	2,443	2,405	2,353	2,304	2,292	3～5歳
5歳	809	795	807	769	762						
6歳	822	795	779	792	755						6～8歳
7歳	761	810	782	767	780	2,384	2,364	2,367	2,337	2,300	
8歳	801	759	806	778	765						
9歳	749	788	745	792	765						9～11歳
10歳	758	744	781	739	786	2,202	2,281	2,259	2,303	2,281	
11歳	695	749	733	772	730						
合計						9,481	9,489	9,425	9,388	9,320	

【子どもの人口の将来推計（第2期和光市子ども・子育て支援事業計画 令和2年3月 和光市）】

本市の6歳～11歳の学齢児童数は平成28年以降増加傾向にあり、令和元年度は4,493人でしたが、上表のとおり令和2年度は4,586人に増加し、令和3年度に4,645人とピークを迎え、その後は徐々に減少傾向となり令和6年度には4,581人と予測されています。

第1次ベビーブーム期（昭和22年～24年）の出生率4.3以降急激に低下し、第2次ベビーブーム期（昭和45年～49年）に2.14まで回復するが、それ以降は低下傾向が継続し、平成17年に過去最低の1.26、平成28年は1.44と多少増加はしましたが、出生数は過去最低となっています。本市においても、今後、少子化傾向に移行していくものと捉えられます。

第3節 超高齢化社会の到来

内閣府の「令和2年高齢社会白書」によると、令和47年（2065年）の我が国の平均寿命は、女性が91.35歳、男性が84.95歳まで伸びると予想されています。まさに「人生100年時代¹¹」をどのように生きるかが大きな課題となっており、特に、生涯学習の観点から、「人生100年時代」に即してどのような学びを提供できるかが問われています。

西暦（和暦）	0～14歳（万人）	15～64歳（万人）	65歳以上（万人）	総人口（万人）
1995年（平成7年）	2,001	8,716	1,826	12,557
2015年（平成27年）	1,589	7,629	3,347	12,709
2019年（令和元年）	1,521	7,507	3,589	12,617
2035年（令和17年）	1,246	6,494	3,782	11,522
2055年（令和37年）	1,012	5,028	3,704	9,744

【人口別の推移（令和2年版高齢社会白書 令和2年7月 内閣府）】

一方、本市は国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、下表のように、少子高齢化の進行により、2015年（平成27年）から2045年（令和27年）の30年間に、年少人口（～14歳）は約12%減少、生産年齢人口（15～64歳）は、約13%減少、老年人口（65歳～）は約40%増加すると推計されています。

西暦（和暦）	0～14歳（人）	15～64歳（人）	65歳以上（人）
2015年（平成27年）	11,260	55,964	13,602
2020年（令和2年）	11,024	55,435	14,617
2025年（令和7年）	10,698	55,425	14,837
2035年（令和17年）	10,244	52,665	16,814
2045年（令和27年）	9,960	48,440	19,051

【和光市の30年間の人口の移り変わり（推計）（日本の地域別将来推計人口 平成30年推計 国立社会保障・人口問題研究所）】

また、昭和40年代に次々に建設された団地の居住者の高齢化が進んでいます。

下表の人口500人以上で高齢者の割合の高い地区は、南大和団地のある南エリアが40.6%、西大和団地の中央エリアが39.4%、諏訪原団地の南エリアが34.2%とあるように、団地等集合住宅における高齢化が進行していることが分かります。

エリア：団地・地区	地区人口（人）	高齢者数（人）	高齢化率（%）
南エリア：南大和団地	773	314	40.6
中央エリア：西大和団地	2,604	1,026	39.4
南エリア：諏訪原団地	1,073	367	34.2
中央エリア：本町	8,380	2,162	25.8
南エリア：白子2丁目	7,728	1,646	21.3

【人口500人以上で高齢者割合の高い地域 上位5地域（第四次和光市地域福祉計画 和光市社会福祉協議会地域福祉活動計画 令和2年3月 和光市）】

第4節 グローバル化の進展

今日の我が国においては、経済や社会、文化などのあらゆる分野でヒト・モノ・情報などのグローバル化¹²が急激に進展しています。そのような社会を主体的に生きていくためには、伝統と文化を尊重し、我が国や故郷を愛する態度や他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する人材の育成が重要です。

平成24年6月に開催されました「グローバル人材育成推進会議」の資料では、「グローバル人材」について次のような定義がなされています。

我が国がこれからのグローバル化した世界の経済・社会の中にあって育成・活用していくべき「グローバル人材」の概念を整理すると、概ね、以下のような要素が含まれている。

要素：語学力・コミュニケーション能力

要素：主体性・積極性、チャレンジ精神・柔軟性、責任感・使命感

要素：異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティ

このほか、「グローバル人材」に限らずこれからの社会の中核を支える人材に共通して求められる資質としては、幅広い教養と深い専門性、課題発見・解決能力、チームワークとリーダーシップ、公共性・倫理観、メディア・リテラシー等を挙げられる。

グローバル人材の能力水準の目安（初歩から上級まで）段階別に示すと、

海外旅行会話レベル

日常生活会話レベル

業務上の文書・会話レベル

二者間折衝・交渉レベル

多数者間折衝・交渉レベル

この中で、¹レベルの人材が継続的に育成され、一定数の「人材層」として確保されることが極めて重要である。

【グローバル人材育成推進会議中間まとめ（平成23年6月 グローバル人材育成推進会議 首相官邸）】

しかし、海外留学する日本人学生数は、平成16年（2004年）の約83,000人をピークに減少し、現在は50,000～60,000人で推移していることから、グローバル化に対応した人材育成が必ずしも順調に進んでいるとは言えない状況のようです。

国は、社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題としてグローバル化への対応を教育振興基本計画に反映し、教育改革の重要な柱として位置付けて、グローバル化に対応できる人材の育成を図っています。また埼玉県においても、教育振興基本計画の中で、グローバル化の進展に対応する力を育み、世界で活躍できる人材の育成を施策の柱に位置付け、推進しています。

本市は、首都圏に隣接しており、日本で唯一となる自然科学の総合研究所、大手自動車メーカーの研究所、更には国の研究機関が所在していることから、グローバル化の視点をもって、それらの地域人材を活用した市民の学びを充実していくことも有効な取組になるものと考えます。

第5節 公共施設の老朽化

本市は、旧大和町時代の昭和40年に旧米軍朝霞キャンプの一部返還地域に西大和団地が建設されたことで、人口の急激な増加とともに都市化が進行し、昭和45年10月31日に市制施行し新たに和光市が誕生しました。その後、人口増加が進むにつれ、学校建設も集中し、昭和40年に第四小学校、昭和42年に第二中学校、昭和45年に第五小学校、昭和50年に広沢小学校、昭和51年に北原小学校、第三中学校と、わずか10年余りの間に6校が建設されるなど、まさに人口急増への対応としての学校建設が重要な課題であったことが伺われます。これらの学校教育施設は、既に建築後45年から55年を経過しており、昭和35年に建設されました第三小学校を筆頭に今後の整備計画の在り方が大きな課題になっています。



【平成28年開校 和光市立下新倉小学校】

これらの公共施設老朽化の課題に対応していくために、本市においては、「公共施設マネジメントは未来を創る持続可能なまちづくりへの“まなざし”」のキーワードを掲げ、平成30年2月に「第1次和光市公共施設マネジメント実行計画」を策定しました。その計画において、本市が保有する91の公共施設のうち、「総延床面積」や「昭和56（1981年）年以前に竣工した施設」とともに、小中学校施設や教育施設が最も大きな割合になっています。今後、学校を中心とした施設の老朽化対策が重要な課題であるとの指摘がされていますが、学校教育施設については、小学校及び中学校の統廃合の計画がないことから、施設の維持管理は長期的な視点に基づき、計画的な予防保全を行い、改築計画や長寿命化改修計画を目指としています。

社会教育施設については、図書館本館が民間の複合施設内にあることから、市の保全責任として区分所有に係る部分に対して、予算の範囲内で不具合箇所等の修繕での対応を行っています。また公民館についても、坂下公民館をはじめとする市内の各公民館については、建設から数十年が経過し老朽化が顕著に進んでおり、様々な市民が活用していく上での課題として「バリアフリー化」が挙げられることから、今後の修繕等に際しては、できる限り対応していく必要があります。

その他の教育施設の新倉ふるさと民家園については、機能維持施設に分類されていますが、本市の貴重な文化財として適切な維持管理に努めてまいります。

今後、多様化する市民ニーズに対応していくことが求められますが、少子高齢化に伴う社会保障費や施設の老朽化に伴う維持管理費など将来的な財政負担の増加が見込まれる中、公共施設のあり方について、どのように対応していくかが大きな課題となっています。



【新倉ふるさと民家園】

第6節 家庭・地域の状況の変化

今日の我が国においては、急激な少子高齢化や核家族化の進行に伴う社会構造の変化、或いは個人のライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域でお互いに支え合うといった機能が著しく低下し、地域コミュニティの形成が困難な状況になっています。従来からの地域コミュニティは、自治会や町内会をはじめ婦人会、青年団、子ども会などの地縁団体が主な担い手として活動を推進されてきた経緯があり、それが我が国の地域社会におけるよさでもありました。しかし今日のように社会経済の環境が大きく変化する中では、特定の目的を明確にもって活動する団体が組織されたり、特定の目的のために地縁団体から独立したり、或いは様々な機能団体が地縁団体と共存したりするなど多様化してきたことも特徴的になってきました。

特に、本市のような首都圏のベッドタウンの役割を担う地域においては、公共交通機関など交通網が充実し機能的な反面、職場や住居、余暇活動の空間が分離され、コミュニティの形成が難しくなっています。また、昼夜人口の乖離、自営業の減少、サラリーマンの増加等など、勤労世代が昼間は生活エリアにいないことが、地域コミュニティ形成の難しさに拍車をかけています。更に、本市は都心への通勤圏であることから人口移動が激しく、単身者も多いことから、地域活動への参加意識が高まりにくいといった点も指摘できます。

近年の大規模マンションの建設などによる人口の急激な増加、既存の地域コミュニティと新住民のとの摩擦、価値観の多様化、プライバシー意識の高まり、地域への愛着・帰属意識の低下などによる隣近所との付き合いの難しさは、地縁的なつながりや共通の価値観などを形成する上で非常に大きな課題となってきました。

阪神淡路大震災、東日本大震災などの教訓を踏まえるとするならば、地域コミュニティの機能の中核は、その地域に居住する住民間の信頼の醸成によるものであることから、より一層の地域間の緊密な結びつきや相互の助け合いが求められるところです。

本市のような状況は、都市型自治体における自治会が抱える課題の一つと捉えられますが、地域課題が多様化し、かつ自治会の加入や活動量が減退傾向にある中で、協働の担い手が多様化していることへの対応を支援していくことは、自治体に課せられた地域コミュニティ政策の重要課題と受け止めて、その具体的な改善策を講じていく必要があります。

家庭環境の状況変化については、本市の核家族世帯数の推移から捉えることができます。国勢調査資料によると、平成17年の核家族世帯数は17,986世帯でしたが、平成27年には19,747世帯と、ほぼ10年間で約1,700世帯の増加となっています。

第7節 本市の教育状況と課題

第1 統計データから見る本市の状況

1 学校教育

児童生徒数の推移・推計

本市の児童生徒数は、少子高齢化の時代にあっても微増状況にあり、平成28年4月には市内9番目の「和光市立下新倉小学校」を開校しました。平成27年度には小学校4,098人でしたが、令和2年度4,439人へと341人の増加となっています。また、中学校においても、平成27年度の1,808人から一時的に減少に転じましたが、小学校の児童数が増加傾向にあることから中学校においても再び増加していくものと予測されます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	4,098	4,126	4,165	4,338	4,378	4,439
中学校	1,808	1,794	1,772	1,715	1,693	1,746
合計	5,906	5,920	5,937	6,053	6,071	6,185

【和光市の児童生徒数の推移（埼玉県学校便覧）】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
小学校	4,410	4,136	4,421	4,379	4,358	4,297
中学校	1,769	1,768	1,785	1,845	1,826	1,871
合計	6,180	6,193	6,205	6,223	6,184	6,168

【和光市の児童生徒数の今後の推移予測（これまでの実績値から独自に算出）】

教職員数の状況

児童生徒数の増加に伴い、小学校においては平成27年度の224名が令和2年度に255名に、中学校も98名が106名に増加しています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
小学校	224	244	244	255	253	255
中学校	112	118	116	117	113	112
合計	336	362	360	372	366	367

【和光市の教職員数の推移（埼玉県学校便覧）】

学習の状況

本市の学力・学習状況については、令和元年度実施の「全国学力・学習状況調査（小学6年生、中学3年生対象 以下「全国学調」）」において、各教科とも全国及び埼玉県平均を概ね上回っています。特に、小学校においては、算数のA・Bとも高い数値となっており、どちらも4ポイントほど上回っています。中学校においても、数学は4～5ポイント、英語はA・Bのいずれもかなり高い数値を示しており、特に、英語Bは7ポイントほど上回っています。

	教科	市	県・比較		国・比較	
小学校	国語A	67.0	64.0	↑	63.8	↑
	国語B	68.2	65.7	↑	65.5	↑
	算数A	70.0	66.0	↑	66.6	↑
	算数B	69.2	64.5	↑	65.3	↑
中学3年生	国語A	73.0	73.0	—	72.8	↑
	国語B	73.5	73.0	↑	73.2	↑
	数学A	64.0	59.0	↑	59.8	↑
	数学B	62.8	57.5	↑	58.3	↑
	英語A	62.0	56.0	↑	56.0	↑
	英語B	57.9	51.0	↑	50.7	↑

【調査結果（令和元年度全国学調の小・中学校の教科A・B問題平均正答率%）】

【小学6年生】

国語は、全て全国及び県の平均を上回っていますが、「書くこと」において、図表やグラフなどを用いて目的を捉えることや、目的や意図に応じて自分の考えを明確にし、まとめて書くこと、漢字を文の中で正しく使うことなどに課題が見られます。

算数は、全て全国及び県の平均を上回っていますが、図形において、台形について理解したり、示された図形の面積の求めから解釈し、その求め方の説明を記述したりすることに課題が見られます。

【中学3年生】

国語は、ほぼ全国及び県の平均を上回っています。しかし「話すこと・聞くこと」における「話し合いの話題や方向を捉えて自分の考えをもつこと」や、「書くこと」における「書いた文章を読み返し、論の展開にふさわしい語句や文の使い方を検討したり、伝えたい事柄について根拠を明確にして書いたりすること」などに課題が見られます。

数学は、全て全国及び県の平均を上回っていますが、「数と式」において、数の集合と四則計算の可能性についての理解や、「関数」においては、グラフ上の点PのY座標と点QのY座標との差を、事象に即して解釈することに課題が見られます。

英語は、全て全校及び県の平均を大きく上回っていますが、「聞くこと」において、話と話しの連結による音変化を捉えて、情報を正確に聞き取ることや、教室英語を理解して、情報を正確に聞き取ること、日常的な話題について、情報を正確に聞き取ることにより課題が見られます。

児童生徒の生活習慣や意識の状況

令和元年度実施の全国学調によると、小・中学校とも全体的に全国や県の数値よりも低い状況です。特に「将来の夢や目標（3）」の数値の低さが気になるところであり、自己肯定感を身に付けることができるような取組が必要です。

【小学6年生】

小学校では、多くの項目で全国や県の平均を下回っていますが、「朝食をとること（1）」「自分の考えを相手に伝えること（13）」「学校以外での学習（15）」では高い数値となっています。

	事項	市	県・比較	国・比較
1	朝食を毎日食べている	96.6	96.1	95.3
2	自分には、よいところがあると思う	75.8	82.1	81.2
3	将来の夢や目標を持っている	80.6	85.1	83.8

4	家で、自分で計画を立てて勉強している	66.8	74.1	71.5
5	学校に行くのは楽しいと思う	81.3	86.3	85.8
6	人の役に立つ人間になりたいと思う	93.6	94.7	95.2
7	学校のきまりを守っている	92.2	95.0	92.3
8	国語の勉強が好きだ	58.3	64.3	64.2
9	国語の授業で学習したことは、将来社会に出たときに役に立つと思う	90.3	91.7	91.2
10	算数の勉強は好きだ	67.3	68.8	68.6
11	算数の授業で学習したことは、将来社会に出たときに役に立つと思う	90.8	92.6	92.5
12	5年生までに受けた授業の中で、課題解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思う	79.6	82.5	77.7
13	5年生までに受けた授業で、自分の考えを発表する機会では、自分の考えがうまく伝わるよう、資料や文章話の組み立てなどを工夫して発表していたと思う	68.0	67.5	62.5
14	学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができていると思う	75.4	78.4	74.1
15	学級の授業時間以外に、普段（月～金曜日）1日当たりどれくらいの時間、勉強するか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）2時間以上と答えた児童の割合	33.2	30.5	29.3

【調査結果（令和元年度全国学調における小学校の質問紙調査の回答状況）】

【中学3年生】

中学校においては、小学校と同様に「朝食をとること（1）」に加え、「家で計画を立てて勉強する（4）」「学校の決まりを守る（7）」「数学が好き（10）」「英語が好き（12）」「英語は将来役立つ（13）」が高い数値を示しています。小学校に比べ、学習の楽しさや意義を感じるようになったものと考えられ、そのことが、教科の調査結果にも反映されているものと見られます。

事 項	市	県・比較	国・比較	
1	朝食を毎日食べている	94.5	93.6	93.1
2	自分には、よいところがあると思う	73.2	76.4	74.1
3	将来の夢や目標を持っている	71.5	73.3	70.5
4	家で、自分で計画を立て勉強している	58.5	55.3	50.4
5	学校に行くのは楽しいと思う	79.1	82.4	81.9
6	人の役に立つ人間になりたいと思う	92.2	94.2	94.3
7	学校のきまりを守っている	97.9	97.4	96.2
8	国語の勉強が好きだ	56.0	61.4	61.7
9	国語の授業で学習したことは、将来社会に出たときに役に立つと思う	84.0	89.2	88.0
10	数学の勉強は好きだ	64.2	58.3	57.9
11	数学の授業で学習したことは、将来社会に出たときに役に立つと思う	72.5	76.4	76.2
12	英語の勉強は好きだ	69.2	57.6	56.0
13	英語の授業で学習したことは、将来社会に出たときに役に立つと思う	90.5	86.5	85.4
14	1・2年生の時に受けた道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいたと思う	76.9	81.2	76.6
15	学級の授業時間以外に、普段（月～金曜日）1日当たりどれくらいの時間、勉強するか（学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む）2時間以上と答えた生徒の割合	42.0	42.4	35.5

【調査結果（令和元年度全国学調における中学校の質問紙調査の回答状況）】

2 生涯学習・生涯スポーツ

生涯学習・スポーツを支える要素として、活動する場所（施設）の確保と、組織の拡充が挙げられます。本市には公民館や図書館など生涯学習施設や総合体育館や運動場などのスポーツ施設があり、その施設の利用や組織された団体数等は以下の通りとなっています。

公民館・図書館の利用状況

公民館の利用者数・利用団体数平成26年度からほぼ横ばいとなっております。また、図書館の利用者数は年々増加傾向にあり、平成26年度から令和元年度を比較しますと26,000人以上の伸びとなっています。その要因としては、平成28年4月に開校された下新倉小学校の複合施設の一つである和光市図書館下新倉分館の開館により、駅北側地区の市民の利便性が高まったことによるものと見ることができます。



【中央公民館】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
公民館 3館(人)	198,858	202,847	203,600	196,694	195,998	182,051
公民館利用団体数	306	301	274	269	302	274
図書館入館者数(人)	259,893	260,658	272,546	291,721	297,040	286,429
図書館登録者数(人)	49,015	51,001	53,308	55,401	57,496	59,489

【公民館・図書館利用者の推移】

スポーツ振興施設の利用

本市の施設利用の特徴としては、市の施設のみならず市内に位置する国の諸機関が所有する施設利用ができることにあります。これらの施設を効果的に活用させていただくことで、利用者の推移からもある程度は市民ニーズに対応できているものと捉えられます。アーバンアクア公園の整備完了により全施設運営開始となることから、更なる利用者の増加が見込まれています。



【アーバンアクア公園】

坂下庭球場は、令和元年10月末をもって閉鎖となりました。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	254,486	253,823	260,419	258,764	272,846	231,756

【スポーツ振興施設利用者の推移】(運動場、坂下庭球場、荒川河川敷運動公園、アーバンアクア公園、学校開放、国施設、レクリエーション広場、花ノ木ゲートボール場)

総合体育館の利用

平成19年に設立され12年が経過した中で、既に指定管理者の変更もあ
りながら、毎年、利用者数はほぼ平
均化した推移となっています。本施
設のキャパシティとして、この利用
者数が順当なものであるかどうかの
検証を通して、市民生涯スポーツの
拠り所として機能強化を図っていく
ことも重要な取組であると考えま
す。



【総合体育館】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用者数(人)	236,490	246,472	231,903	242,399	242,592	235,509

【総合体育館利用者の推移】

体育協会への加盟状況

本市の人口動態から今なお微増傾向にある中で、加盟団体数、加盟人数が年々減少
傾向にあることは、協会と団体との関係性の希薄化或いはそれぞれの団体の振興・充実
を支援していく機能性の発揮などの面で検証していく必要があると考えられます。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
団体数	88	83	75	74	66	65
人数(人)	1,778	1,569	1,599	1,560	1,449	1,316

【体育協会加盟団体数並びに人数の推移】

スポーツ少年団への加盟状況

今日の子供たちの状況として、日常生活の中でスポーツをする機会や楽しさを知る
機会が減少していることが挙げられます。子供たちのスポーツ離れは、体力の低下に
つながるものであり、スポーツで養うことができる自分の体を防御する力や危険から
回避する力の低下も指摘されており、深刻な課題となっています。加盟団体数の推移
はほぼ横這いですが、団体加入人数の減少傾向に歯止めがかけられるようなスポー
ツの楽しさや魅力を享受できるような取組を考えていく必要があります。

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
団体数	22	22	21	20	21	22
人数(人)	912	927	908	868	876	912

【スポーツ少年団加盟団体数並びに人数の推移】

第2 アンケート調査から捉える本市の教育

アンケート調査の概要

「和光市教育振興基本計画」を策定していく上で、市民の教育に関する意見等を把握していくことは、計画策定の基礎としてのみならず、施策に反映していくためにも大切であることから、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

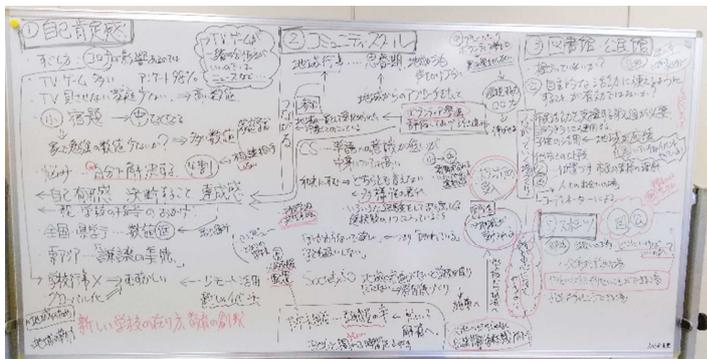
調査対象	児童生徒・・・和光市立小・中学校に通う小学5年生と中学2年生 小・中学校保護者・・・の児童生徒の保護者と、各学校PTA・保護者会関係者 市民・・・市内在住の中から無作為抽出した500名（高校生以上）と学校運営協議会委員 教職員・・・和光市立小・中学校に勤務する教職員																								
調査方法	上記～に通知を配布。 対象者はウェブ上又は紙媒体のアンケートに回答																								
調査期間	令和2年7月9日（木）～10月16日（金）																								
アンケート調査の結果	アンケートの全結果は、下記アドレスからご参照ください。 アドレス： http://www.ci.ty.wako.lg.jp/home/kyoiku/gakkou/kyouikuiinkai/19702/20350.html																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小5年</th> <th>中2年</th> <th>保護者</th> <th>市民</th> <th>教職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配布数</td> <td>718</td> <td>569</td> <td>1,437</td> <td>601</td> <td>444</td> </tr> <tr> <td>回収数</td> <td>622</td> <td>429</td> <td>724</td> <td>159</td> <td>232</td> </tr> <tr> <td>回収率（％）</td> <td>86.6</td> <td>75.4</td> <td>50.4</td> <td>26.5</td> <td>52.3</td> </tr> </tbody> </table>		小5年	中2年	保護者	市民	教職員	配布数	718	569	1,437	601	444	回収数	622	429	724	159	232	回収率（％）	86.6	75.4	50.4	26.5	52.3
	小5年	中2年	保護者	市民	教職員																				
配布数	718	569	1,437	601	444																				
回収数	622	429	724	159	232																				
回収率（％）	86.6	75.4	50.4	26.5	52.3																				

アンケート調査から捉える本市の教育

教育委員会では、本市の教育・文化・スポーツについて、アンケート調査からの現状や課題を分析してみると、特に、次の5つについて施策に反映させていく必要があることから、検討テーマとして提示し、策定委員会で協議しました。

【5つのテーマ】

- 子供の自己肯定感等
- 学校・家庭・地域連携（コミュニティ・スクール）
- 図書館や公民館の在り方
- 歴史や文化財への関わり
- スポーツ・青少年育成に係る新たな方向性



【協議の記録（令和2年10月23日（金）第2回策定委員会）】



【協議の様子（令和2年10月23日（金）第2回策定委員会）】

以下、アンケートを基に、【5つテーマ】のポイントについて説明します。

子供の自己肯定感等について

【テーマ のまとめ】

児童生徒のアンケートから子供たちの様子を伺うと、日常生活において、テレビやゲームの時間が多くなる中、家庭で読書や学習をする割合も一定程度見られ、家庭学習の習慣も身に付いているようです。また家族と過ごす割合も比較的高いことがわかります。

人間の基盤として大切な優しさや思いやりなどの価値観を持つことについては、児童生徒をはじめ、保護者や市民、教職員も大切にしている価値観であることがわかります。しかし、学習への興味関心や将来に向かって自らの人生を切り拓く夢を持っている割合が低いように思われます。一方、保護者や市民、教職員など、子供たちを取り巻く大人は、今の子供たちが自己肯定感や自己有用感をもつことや、自分をもっと表現することなどは、これからの社会を主体的に切り拓くために必要な資質能力として育てて欲しいと願っていることが、アンケート結果から伺えます。

①児童生徒の自己肯定感等

「新しい取組や地域の協力等、更なるアプローチによる判断力、実行力等の形成」

「謙譲の美德」
(東アジア)

現状 (アンケートから)

- 自己肯定感低い (全国・県学デ) ←時間を決めて
- TV・ゲームの毎日 ←情報源としてのTV
- 悩みは自己解決 ←相談相手は？
- 家庭学習は高い ←

育みたい力等

- 自己有用感
- 決断すること
- 達成感…

コロナの影響

- ×学校行事
- ×体験活動

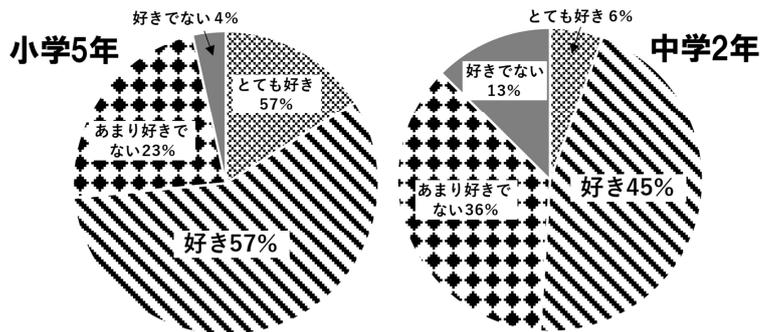
具体的な方向性

○新たなイベント (リモート活用) ○地域のため、地域の協力も必要

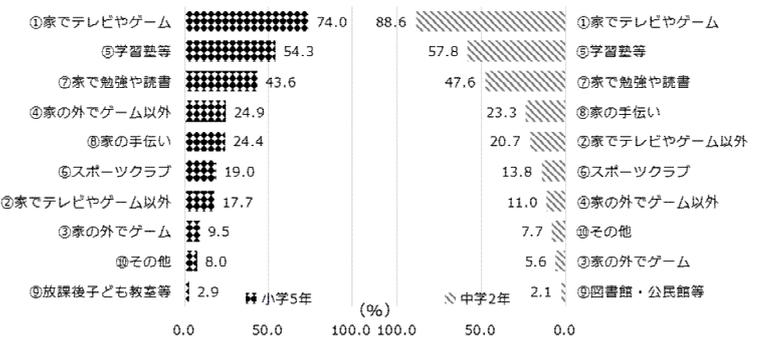
【「あなたが、子供たちに身に付けさせたいと思う力はどうなことですか」(保護者)】



【「あなたは、教科の学習が好きですか」(児童生徒)】



【「あなたは、放課後をどのように過ごしていますか」(児童生徒)】



【関連するアンケート項目】

	質問内容
児童生徒	【質問1】あなたは、教科の学習が好きですか。
	【質問5】あなたは、放課後をどのように過ごしていますか。
	【質問8】あなたは、学校が休みの日にはどのように過ごしていますか。
	【質問16】あなたは、将来どのような大人になりたいと思いますか(中のみ)。
保護者	【質問7】あなたは、我が子がどのように育ってほしいと思っていますか。
	【質問9】あなたは、和光市の小・中学校の教育についてどのようなことを望みますか。
市民	【質問10】あなたが、子供たちに身に付けさせたいと思う力はどのようなことですか。
	【質問4】あなたは、和光市の子供たちがどのように育ってほしいと思っていますか。
教職員	【質問11】あなたが、児童生徒に身に付けさせたい力はどんなことですか。
	【質問12】あなたが、児童生徒の生活について課題と思うことはどんなことですか。

平成30年度から市内全小・中学校が指定されたコミュニティ・スクールについて、本アンケートの結果から、その理解が進んでいないことが分かりました。平成29年3月に改訂された新学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」の推進が示されましたが、これからの教育においては、今まで以上に学校・家庭・地域が連携し、地域で子供たちを育てていくことが大切になってきます。その基盤ともいべきコミュニティ・スクールの推進は、本市において喫緊の課題です。

また、児童生徒の自己肯定感を高めたり、将来の夢や希望を持たせたりするためには、児童生徒が自分たちで努力して取り組み、その成果を発揮し、何かを成し遂げて達成感を味わわせたり、みんなで認めてあげたりすることが重要です。そのような活動や取組を醸成していくためにも、地域社会との連携が今後更に必要となってきます。

【「あなたが、学校の教育活動について支援や協力ができると思うことはどんなことですか。」(市民)】



【関連するアンケート項目】

	質問内容
児童生徒	【質問7】あなたが、学校生活の中で満足していることはどんなことですか。
	【質問12・13】あなたは、市内や地域で行われる行事にどのくらい参加しますか。
	【質問13・14】あなたは、地域の大人の人たちに対してどのように思っていますか。
保護者	【質問8】あなたが、子供の教育で関心を持っていることはどんなことですか。
	【質問15】和光市が取り組んでいる教育施策の中で、あなたが重要だと思われるものはどんなことですか。
市民	【質問16】和光市で取り組んでいるコミュニティ・スクールについて、どのように理解されていますか。
	【質問5】あなたは、子供たちが健やかに育つために、地域でどのような取組が必要と考えますか。
教職員	【質問6】あなたが、学校の教育活動について支援や協力ができると思うことはどんなことですか。
	【質問3】あなたが関心を持っている教育課題はどんなことですか。
	【質問6】あなたが、指導力を向上させていく上で必要と考える研修はどんなことですか。
	【質問7】あなたがこれからの教育に特に重要だと思っていることはどんなことですか。
	【質問8】あなたが、これからの和光市の学校教育が力を入れていく必要があると思われる取組はどんなことですか。
【質問9】あなたが、学校運営において必要と思われる取組はどんなことですか。	

②コミュニティ・スクール

「児童生徒が地域で活躍し、それが認められる仕組みの醸成」

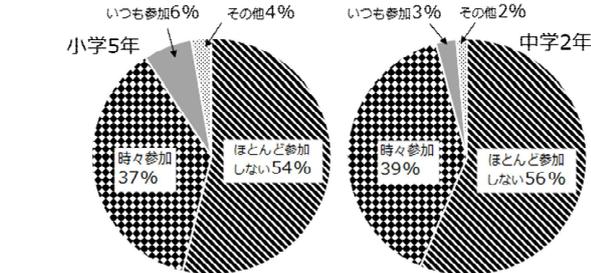
現状 (アンケートから)

- 児童生徒⇄地域社会の関わり
 - ←地域から声かけづらい。 ←子供扱いからの脱却
 - ←地域からはある程度関わっている。 ←印象深い地域行事への参加
 - ←実はやりたかった地域イベント等のボランティア
- 部活動←学校でやることの意義

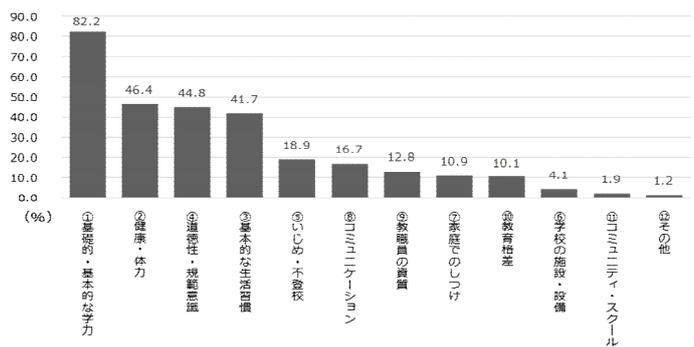
具体的な方向性

- 地域で何が担えるか、あるいは担うべきか (スポーツ・地域の伝統芸能や芸術とのふれあい)
- 持続可能な学校・社会づくり
 - ←共生社会の視点
 - ←誰が何をするのか

【「あなたは、市内や地域で行われる行事にどのくらい参加しますか。」(児童生徒)】



【「あなたが、これからの和光市の学校教育が力を入れていく必要があると思われる取組はどんなことですか。」(保護者)】



図書館・公民館について

【テーマ まとめ】

本アンケートにおいて、図書館や公民館の利用があまり進んでいないことが捉えられます。その要因としては、例えばその人にとって立地的に便利でないことや、利用する理由がないことなどが考えられます。

公共施設としてのサービス面では、例えば施設設備や職員の対応等の不備の数値が極めて低いことや、企画されたイベント等の評価が高いことなどから、現状で行っているサービスに大きな課題がある訳ではないようです。特に公民館は、サークル活動や講演会等イベントなど、目的をもっている人は頻繁に利用しているようであり、利用する人とならない人の二極化が進んでいるとも捉えられます。

児童生徒にとっては、例えば図書館は本との出会いの場です。本との出会いは、児童生徒の心を耕すという点で極めて大切であり、学校図書館を利用した本の貸し出しや、学校応援団¹³の方々などによる読み聞かせ等による読書が定着しています。児童生徒の放課後や休日の過ごし方においても、比較的読書をする子供の割合は高いです。また公民館で行われる子供向けのイベントへの参加については、子供たちの心に印象深く残っているようで、それらをきっかけに、地域で行われるイベントのボランティアに参加しようとする中学生もいるようです。また、受験期の生徒たちにとっては、受験勉強の場としても利用されており、用意されたテーブルいっぱい集中して学習に取り組んでいる生徒たちの姿がよく見られます。

これらの現状や課題を踏まえ、目的的な利用だけでなく、新たな公民館や図書館の在り方が求められています。

【関連するアンケート項目】

質問内容	
児童生徒	【質問5】あなたは、放課後をどのように過ごしますか。 【質問8】あなたは、学校が休みの日にはどのように過ごしますか。 【質問9】あなたは、どのくらい読書をしますか。 【質問10】あなたは、どこで本を借りることが多いですか。
保護者	(なし)
市民	【質問7】あなたは、和光市の図書館をどのくらいの割合で利用されていますか。 【質問8】あなたが、図書館を利用される目的は何ですか。 【質問9】あなたが、図書館を利用されないのはどのような理由からですか。 【質問10】あなたは、これからの図書館の在り方について、どんなところに力を入れてほしいと思っていますか。 【質問11】あなたは、和光市の公民館をどのように利用されていますか。 【質問12】あなたが、公民館を利用される目的は何ですか。 【質問13】あなたが、公民館を利用されないのはどのような理由からですか。 【質問14】あなたは、これからの公民館の在り方について、どんなところに力を入れてほしいと思っていますか。
教職員	【質問17】あなたは、学校図書館の充実のためにどんな取組が必要と考えますか。

③図書館・公民館

「『つながる』をコンセプトとした、新しい図書館・公民館の在り方」

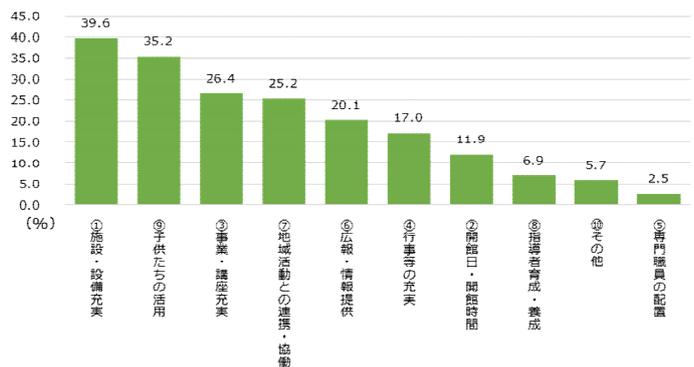
現状 (アンケートから)

- 立地・環境整備が必要 (パブリック・ライブラリー等)
- 様々なイベント等 (←高評価)

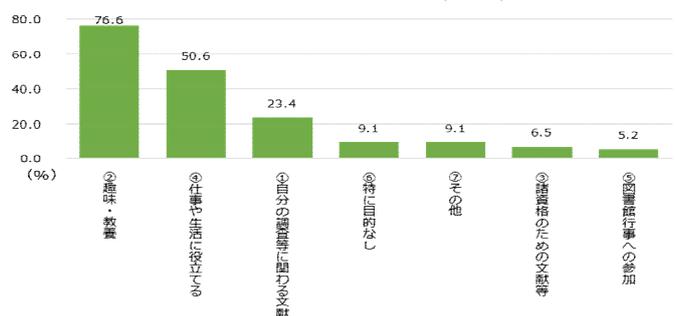
具体的な方向性

- 子供たちの活用・活躍の場
- コーディネーターが必要

【「あなたは、これからの公民館の在り方について、どんなところに力を入れてほしいと思っていますか。」(市民)】



【「あなたは、これからの図書館の在り方について、どんなところに力を入れてほしいと思っていますか。」(市民)】



歴史や文化財について

【テーマ まとめ】

学校生活の中で満足していることを問うアンケートにおいて、学校の伝統について回答した児童生徒はほとんどいませんでした。また地域との関わりについて、地域の行事等への参加する児童生徒の割合も少ないようです。

本市には、ささら獅子舞や白子ばやしなど、昔から受け継がれてきた伝統芸能が市民まつり等で披露されるなど、保存会など関わりのある方々の努力により今でも大切に守られています。また一部の学校では、総合的な学習の時間などでその伝統に触れるなど、学校教育の中でも効果的に扱われています。

地域の歴史や文化財に触れ、その価値を理解し、大切にしたり継承したりしていこうとする意識を持たせることは、児童生徒たちに育みたい力の一つです。児童生徒が気軽に楽しんだり、活躍できたりするような行事やイベントを提供したり、学校教育の中に取り入れたりするなど、新しいアプローチで歴史や文化に触れる機会を醸成していく必要があります。

③地域の歴史・文化財

「『継承』をコンセプトとした、歴史や文化財への新しいアプローチ」

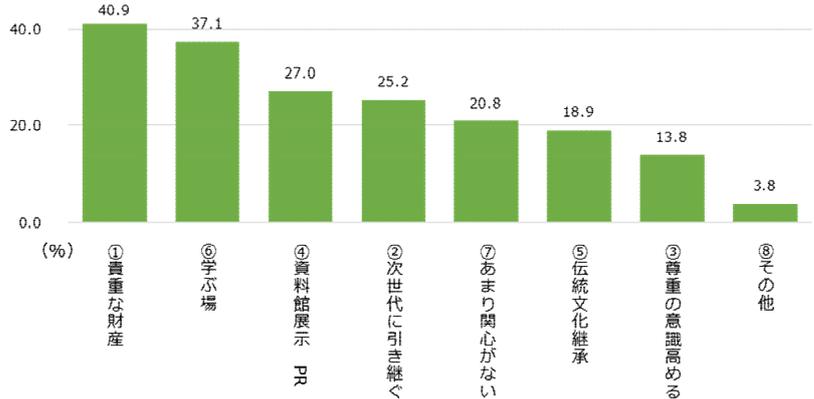
現状（アンケートから）

- 子供たちの関心が低い地域（文化・伝統）
- 潜在的なイベント・ボランティアへの参加意識

具体的な方向性

- 部活動で伝統芸能継承
- 文化的な子供たちの活躍

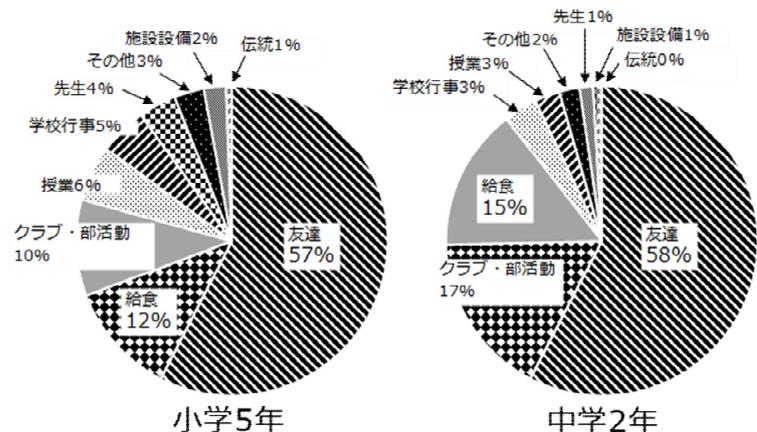
【あなたは、和光市の歴史や文化財について、どのように思っていますか。】（市民）



【あなたが、これからの和光市の学校教育が力を入れていく必要があると思われる取組はどんなことですか。】（教職員）



【あなたが、学校生活の中で満足していることはどんなことですか。】（児童生徒）



【関連するアンケート項目】

	質問内容
児童生徒	【質問7】あなたが、学校生活の中で満足していることはどんなことですか。
保護者	【質問9】あなたは、和光市の小・中学校の教育についてどのようなことを望みますか。
	【質問10】あなたが、子供たちに身に付けさせたいと思う力はどのようなことですか。
市民	【質問5】あなたは、子供たちが健やかに育つために、地域でどのような取組が必要と考えますか。
	【質問8】あなたは、和光市の歴史や文化財について、どのように思っていますか。
教職員	【質問8】あなたが、これからの和光市の学校教育が力を入れていく必要があると思われる取組はどんなことですか。
	【質問11】あなたが、児童生徒に身に付けさせたい力はどんなことですか。

本市のスポーツに係る育成については、平成25年12月に制定した「和光市スポーツ推進計画」に基づき、あらゆる世代の人たちに「する」「観る」「支える」という観点から「一市民一スポーツ」を目指しています。令和元年（2019年）10月から11月にかけて行われたラグビーワールドカップでは、その3つの観点が融合し、日本中がその大会の成功に沸いた一つの好事例となりました。その勢いのまま令和2年（2020年）には東京オリンピック・パラリンピックが開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、翌年に延期（計画策定時）となりましたが、スポーツの持つ意義や価値などが改めて見直されたところです。

アンケート調査やそれを基にした協議においては、学校教育におけるスポーツとして、運動部活動について取り上げ、その現状や課題等について様々な意見が出されたところです。部活動については、学校教育の中で活動そのものの持つ意義に加え、生徒同士が会う場所として、或いは人間関係づくりの場として重要であることが確認されました。スポーツや文化など、生徒がやってみたい、入ってみたいという興味関心に寄り添い、仲間とともに協働で進めていくという点で、青少年期の子供たちの大切な活動の場と捉えられます。

一方、学校現場の働き方改革という点から、活動の大まかな方向性を定めたガイドラインを制定したり、外部指導者を招聘したりするなど、これまで学校の先生が担うことが当たり前と考えられていたことが少しずつ変わってきています。部活動を地域で担っていくということも、少しずつ検討され始めています。

スポーツ推進計画にある「一市民が一スポーツに『する』『観る』『支える』という観点から関わることによって、健康で生きがいのある人生を実現する」ことを改めてみんなで見直し、学校教育や社会教育、青少年健全育成などそれぞれの分野でどんなことができるのか、具体的に実践していくことが望まれます。

⑤スポーツ・青少年

「チャレンジの場としてのスポーツ・青少年活動」

現状（アンケートから）

○部活動の意義（子供の居場所として、出会いの場として、やりたいことができる場として）

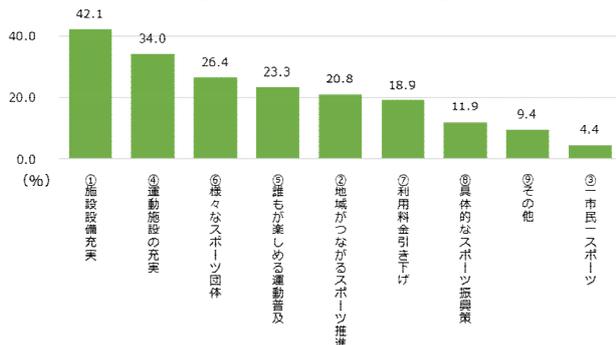
具体的な方向性

○新たなチャレンジ醸成 ○地域で部活動を担う方向性

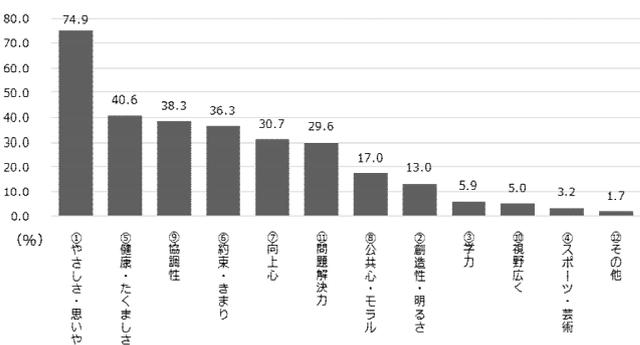
【関連するアンケート項目】

	質問内容
児童生徒	【質問3】あなたが、学校や学級で困っていることや不安に思っていることはどんなことですか。 【質問7】あなたが、学校生活の中で満足していることはどんなことですか。 【質問8】あなたは、学校が休みの日にはどのように過ごしていますか。 【質問12・13】あなたは、市内や地域で行われる行事にどのくらい参加しますか。 【質問15】あなたは、大人になったらやりたいと思っていることは、お仕事はどのようなことですか。
保護者	【質問4】あなたのご家庭で、「子供たちにしている、させている。」ことは何ですか。 【質問7】あなたは、我が子がどのように育てほしいと思っていますか。 【質問8】あなたが、子供の教育で関心を持っていることはどんなことですか。
市民	【質問5】あなたは、子供たちが健やかに育つために、地域でどのような取組が必要と考えますか。 【質問18】あなたは、和光市のスポーツ施設や事業などの取組について、どのように思っていますか。
教職員	【質問6】あなたが、指導力を向上させていく上で必要と考える研修はどんなことですか。 【質問8】あなたが、これからの和光市の学校教育が力を入れていく必要があると思われる取組はどんなことですか。 【質問11】あなたが、児童生徒に身に付けさせたい力はどんなことですか。 【質問15】あなたが、地域社会に期待することはどんなことですか。

【「あなたは、和光市のスポーツ施設や事業などの取組について、どのように思っていますか。」(市民)】



【「あなたは、我が子がどのように育てほしいと思っていますか。」(保護者)】



第3 これまでの主な取組の進捗状況

本市では、これまで「第四次和光市総合振興基本計画」の中で、教育に関する政策の方針を定め、これに基づいて毎年度「和光市教育行政の基本目標と重点施策」を定めて教育行政を推進してきました。そのことから、「第四次和光市総合振興基本計画」を指標とした、これまでの主な取組の進捗状況は、以下の通りです。

【基本目標 及び基本施策】

自ら学び心豊かに創造性を育むまち（教育・文化・交流）	
基本施策	個性を伸ばし生きる力を育む教育
施策14 確かな学力の育成をめざした教育の推進	施策22 生涯学習支援の推進
施策15 地域と連携した教育の推進	施策23 充実した生涯学習機会の提供
施策16 よりよく適応するための支援体制づくりの推進	施策24 青少年の育成に適した環境づくりの支援
施策17 放課後児童の居場所づくりの推進	施策25 歴史的・文化資源の保護・活用の推進
施策18 安全でおいしい学校給食の充実	施策26 創造的な文化の振興
施策19 安全な学校教育環境の整備	施策27 スポーツ・レクリエーションの環境の整備
施策20 小中学校の配置・規模の適正化の推進	施策28 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	施策29 人権啓発・教育及び平和の推進

施策14 確かな学力の育成をめざした教育の推進

本市の児童生徒の教科の学力・学習の状況は、全体的には概ね良好です。特に算数・数学については、全国学調等においても相対的に高い正答率となっています。一方で、国語の「書くこと」についての課題が見られます。

今後5年間の定年退職予定教員の割合は約20%を超えることが予想される一方で、経験年数が少ない教員の割合が更に高まることから、指導技術の継承や指導力の更なる向上が課題となっています。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
学習教室参加人数（人）	4,880	5,200	参加述べ人数
教員研修会参加人数（人）	891	935	参加述べ人数

施策15 地域と連携した教育の推進

各校とも、学校応援団の協力が充実しています。学校応援団への協力者数を増やし、更に充実した取組となるよう、今後は、コーディネーターの役割が十分に発揮され、組織としての取組の充実を図っていくことが必要となっています。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
学校応援団への協力者数（人）	1,807	3,982	述べ協力者数
連携活動実施回数（回）	28	128	1校当たりの平均実施回数
みどりの学校ファーム設置率（％）	100.0	100.0	

施策16 よりよく適応するための支援体制づくりの推進

平成25年度の市内中学校の不登校生徒数の割合は減少傾向にあり、平成26年度の市内小学校における不登校児童数の割合は県平均と同程度でした。中学校は県平均に比べ低くなっています。また、発達に関する相談は、平成25年度延べ585件、平成26年度延べ589件となっています。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
小学校不登校者割合（％）	0.27	0.27	30日以上の不登校/全児童数
中学校不登校者割合（％）	2.09	1.90	30日以上の不登校/全児童数
相談件数（件）	9,244	8,859	支援センターと学校の相談件数
適応指導教室学校復帰率（％）	92.9	100.0	

施策17 放課後児童の居場所づくりの推進

国の取組と併せて、小学校の空き教室、特別教室、校庭などを利用して放課後児童の居場所づくりに努め、現在では放課後子供教室¹⁴の登録率は32.6%となっています。また、平成27年度より、更なる居場所の確保を目標に「わこうっこクラブ¹⁵」と「放課後図書室開放事業」がスタートしています。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
居場所の数（箇所）	8	9	小学校数
地域協力者の数（人）	291	506	コーディネーター、教育活動推進員、教育活動サポーターの登録者数
教室開催数（日）	208	1,552	延べ開催数
参加児童数（人）	6,078	33,815	延べ人数
放課後子ども教室を整備する校区数（校区）	8	9	小学校数
学童クラブと一体型の子ども教室設置校区数（校区）	7	9	学童クラブと子ども教室が連携し、一体的に運営している数

施策18 安全でおいしい学校給食の充実

強化磁器食器導入が小学校4校・中学校2校となっており、白子小学校、新倉小学校、第三小学校、第五小学校、広沢小学校、大和中学校のドライシステム¹⁶化が整備されています。今後、第二中のドライシステム化のため給食施設整備が望まれます。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
地元産野菜使用率（％）	23.0	19.8	地元産野菜/使用野菜
給食の残食率（％）	3.8	1.7	
米飯給食実施回数（回）	3.5	3.5	1週間(5日)の米飯実施回数

施策19 安全な学校教育環境の整備

小・中学校の耐震化については、体育館も含めて平成24年度で完了しています。校舎などの施設については昭和40年代に建設されたものが多く、経年による劣化が見られます。児童の通学路の安全については、交通安全立哨指導員と朝霞地区シルバー人材センターに委託している交通指導員を通学路に配置し安全を見守っています。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
校舎及び体育館の非構造部材の耐震化（％）	63.6	100.0	地震による屋内運動場等の天井等の落下防止対策のための非構造部材耐震化工事の実施率
大規模改修実施（％）	63.0	63.0	1校当たりの平均実施回数
通学区域内における交通事故件数（件）	0	0	

施策20 小中学校の配置・規模の適正化の推進

児童生徒数の増加に伴う学校規模のアンバランスを解消し、適正な学校規模を維持するため、学校の一部選択制を引き続き実施しています。特に和光市駅北側地域における宅地開発に伴う人口の増加により、白子小学校と大和中学校が大規模化し、今後も児童生徒数の増加が見込まれていました。小学校では、北側地域に下新倉小学校が平成28年4月に開校しました。また中学校では通学区域変更等により適正な学校規模の維持に努めているところです。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
白子小学校児童数(人)	798	540	新設校設置により1校当たりの平均児童数(460人)により近づけることが目標
大和中学校生徒数(人)	843	774	1校当たりの平均生徒数(589人)により近づけることが目標

施策22 生涯学習支援の推進

「和光市教育行政の基本目標と重点施策」に基づき、関係各機関と連携し、市民ニーズに沿った学習内容の支援を推進しています。市民意識調査では、生涯学習施策が重要と考える市民は、58.6%であり、平成24年度調査より増加しています。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
生涯学習指導者登録人数(人)	89	64	
公民館使用団体登録数(社会教育団体)	306	274	使用登録している社会教育団体
市民一人当たりの年間貸出冊数(冊)	3.8	3.8	市内公民館・図書館の図書

施策23 充実した生涯学習機会の提供

「和光市教育行政の基本目標と重点施策」に基づき、関係各機関と連携し、市民ニーズに沿った学習機会の提供をしています。市民意識調査では、生涯学習・社会教育の機会が提供されているとした市民は21.6%であり、他施策と比較すると満足度としてはやや低くなっています。また、生涯学習に関する様々な講座やイベントなどは、メールマガジンの発行(月1回)、生涯学習だよりの発行(年2回)の他に、広報誌や市のホームページ等への掲載を通じて、情報発信を行っています。

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
生涯学習・社会教育の機会が提供されているとした市民の割合(%)	21.6	40.0	参考資料：市民意識調査
講座参加者が自主的活動(クラブ)化した数(団体)	3	4	各年度に市民主導の自立した活動を始めた団体
公民館主催講座述べ参加人数(人)	3,498	3,840	各公民館主催事業及び三館共催事業に参加した述べ人数

施策24 青少年の育成に適した環境づくりの支援

近年インターネットやスマートフォンの急激な普及により、以前にもまして子供たちがメディアに触れる機会が増加しています。特に、携帯電話やスマートフォンを介して個人情報流出、コミュニティ・サイト¹⁷等によるいじめ、ネット依存¹⁸が社会問題になります。また、青少年育成団体の活動を推進し、援助しているところですが、団体を組織する役員の担い手の不足から、地域青少年を育てる会の数が、平成16年度の41団体から17団体に減少しています。

指標名	平成26年度	令和元年度
青少年健全育成事業(事業)	18	21
青少年健全育成事業参加人数(人)	7,893	8,674

施策25 歴史的文化資源の保護・活用の推進

令和元年度に新倉三丁目に所在する午王山遺跡が国指定の史跡に指定され、また、和光市デジタルミュージアム「れきたま」において史料公開や情報発信を随時行うなど、文化財の保護・活用に関する取組を進めています。



【和光市デジタルミュージアム（ホームページ）】

指標名	平成26年度	令和元年度	備考
指定文化財の数(件)	15	16	
文化財関係の講座参加率(%)	62.0	94.5 (平成30年度)	令和元年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため講座開催を中止したためデータなし

施策26 創造的な文化の振興

和光市文化振興基本方針に則った文化芸術事業（クラシック音楽、吹奏楽、伝統芸能、オペラ、映画）などを実施し、文化に親しむ機会を提供するとともに、学校や地域へのアウトリーチ事業などを行うほか、地域の文化芸術団体との連携・交流を進めています。

【和光市民文化センターサンアゼリア】

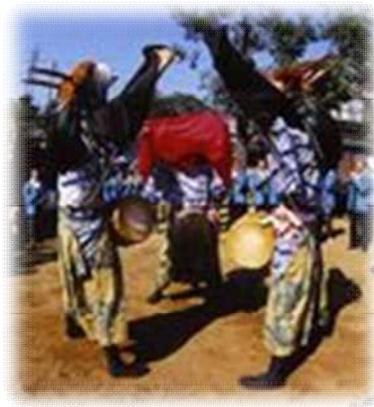


指標名	平成26年度	令和元年度	備考
市民文化センター稼働率(%)	60.0	72.6	指定管理者実績報告
文化に対する市民満足度(%)	21.6	28.8	市民意識調査

施策27 スポーツ・レクリエーションの環境の整備

現在、市民に提供している市内のスポーツ施設等は計24施設あります。年間に延べ49万人以上が利用しており、年々利用者数が増えています。一方で施設利用は週末に集中する傾向が見られ予約がしづらい状況です。

指標名	平成26年度	令和元年度
スポーツ施設の延べ利用者数(人)	490,976	467,265
登録団体数(団体)	2,689	3,715



【ささら獅子舞】



【白子囃子】



【午王山遺跡】

第3章 本市が目指す教育の基本理念と施策体系

第1節 施策の体系

【基本理念】

生涯にわたる自発的な学びと、
豊かで健やかな人生の実現を支援する教育

【基本方針】

- 1 学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進
- 2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進
- 3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進
- 4 新型コロナウイルス感染症対応に伴う新たな教育の推進

【10の基本施策】

- 基本施策1 確かな学力と自立する力の育成
- 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成
- 基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実
- 基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進
- 基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進
- 基本施策6 安全安心な学校施設の整備
- 基本施策7 児童や青少年の居場所づくり
- 基本施策8 生涯学習の振興
- 基本施策9 歴史的・文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興
- 基本施策10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

第2節 基本理念の目指す教育の方向性

本市の教育大綱は、地教行法の改正に伴い、平成27年4月に策定し、その後改訂を図りながら、現在の形（平成30年度～令和3年度 4年間）となっています。内容は、基本理念と基本方針で構成され、基本理念は、本市が目標とする教育の方向性を、また基本方針は教育理念に掲げた教育を体現するため、教育を構成する学校教育、社会教育、地域・家庭教育について推進していく方向性を示しています。

また、現在のコロナ禍における生活の在り方や社会情勢等が教育に与える影響が強いことから、令和2年11月、総合教育会議を開催し、これまでの教育大綱の3つの基本方針に新しい基本方針を立て、本市のコロナ禍における教育の方向性を具体的に示したところです。

教育大綱は本来、教育振興基本計画を参酌して策定されるものですが、本市では今回初めて教育振興基本計画を策定することから、教育振興基本計画の策定において、第五次和光市総合振興計画の教育部分と合わせ、この教育大綱との整合性を図ったところです。

和光市教育大綱 (平成30年度～令和3年度)	和光市教育振興基本計画 (令和3年度～令和7年度)
<p><基本理念> 「生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育」</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進 2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進 3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進 4 新型コロナウイルス感染症対応に伴う新たな教育の推進 	<p>【基本理念】 生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育</p> <p>【基本方針】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進 2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進 3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進 4 新型コロナウイルス感染症対応に伴う新たな教育の推進

【和光市教育大綱と和光市教育振興基本計画の基本理念・基本方針】

この教育大綱に掲げられた基本方針の具現化を図っていくためには、それぞれの方針についての共通認識が重要であり、次のような捉え方をもとに本計画に位置付けていきます。

基本方針 1 学びの基礎となる確かな学力の習得と、社会性を育む義務教育の推進

児童一人一人が様々な関わりを通して、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など「生きる力」を身に付けることができる初等教育と、身に付けた力を基に、バランスの取れた学びを通して、生徒の論理的思考力や変化への適応力、様々な状況下において具体的に判断し行動できる力などを高め、地域で共に生きる市民として、豊かな人間性と社会性を育むことができる中等教育を目指します。

「確かな学力」とは、新しい学習指導要領において、基礎的・基本的な「知識・技能」に加え、これからの子供たちに必要な「学ぶ意欲」や「思考力・判断力・表現力」を含めた幅広い学力としています。これからの変化の激しい社会においては、知識をたくさん知っているだけではなく、得た知識をその後の人生でどのように生かしていくのかが重要です。そのためにも、学習に対して意欲的になることや、他者と協働して課題を解決していくこと、考えたことを適切に判断し表現することなどの力を身に付けることが必要です。

一方、子供たち一人一人が自ら個性を発揮し、困難な場面に立ち向かい、未来を切り拓くためには、確かな学力に加え、自らを律しつつ他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性や、たくましく生きるための健康や体力が必要であることから、この「確かな学力(=知)」「豊かな人間性(=徳)」「健康・体力(=体)」のバランスのとれた力、「生きる力」を子供たちに身に付けていくことが重要です。小学校や中学校など子供たちの発達段階や、学校・家庭・地域など子供たちを取り巻く学習環境等を十分に踏まえ、より効果の高い教育の推進に努めていく必要があります。

子供たちに社会性を育むことについては、本来、人が人として社会生活を送っていくために必要とされる「他者の気持ちを理解する」「対人関係の葛藤を上手く解決する」「イライラしたり落ち込んだりの気持ちをコントロールできる」などのソーシャル・スキル¹⁹を身に付けさせていくことが重要です。しかし現代の子供たちにおいては、都市化や少子化の進展やパソコンやスマホなどの情報機器の普及により、大勢で遊ぶ、友人と語り合う、他人と協力し合うといった社会性や対人関係能力を身に付ける機会が大幅に減少しています。このことは、本来社会性を醸成する場において社会性が育まれにくくなっているということであり、学校と地域社会が協働して子供たちに社会性を育んでいく様々な機会を設け、しっかりと身に付けさせていく必要があると考えます。

基本方針 2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進

和光市の歴史や伝統文化、自然環境などの地域の特性に触れる機会を通して、地域への愛着と誇り(シビックプライド)を育むとともに、高度な研修・研究機関が立地する和光市ならではの知的資源の積極的な活用を図り、専門性が高く個性的で多彩な学習機会を提供することにより、生涯にわたる学びの継続を支援できる社会教育を目指します。

本市のように首都圏に隣接する「まち」では、昼夜人口の乖離・自営業の減少、会社員の増加により、昼間は成年層が地域にいない状況が増え、それに伴い周辺地域を含めてコミュニティ感覚を生み出すことが難しくなっています。更に人口移動の激しさとあいまって地域への愛着・帰属意識の低下なども深刻な課題です。

地域住民が自分たちの住んでいる「まち」を見直し、魅力を再発見するということはたいへん意義深いものでありますが、地域の活性につながるような活動にまで意識を高めていくためには、人間関係の希薄化等が叫ばれる現代社会においては大変労力と時間がかかります。その意味においても、これまで以上に地域社会と行政との協働活動が重要となっていきます。自治体によっては地域再生や住民参加を掲げたNPOなどによるまちづくり活動が活発に行われている地域もみられることから、成功事例を参考に、具体的な方策が必要です。

また、市民一人一人が生き甲斐のある人生を送れるようにしていくためには、生涯にわたって学ぶことのできる環境づくりとして、市民の学習ニーズに合った情報提供の充実、専門的な指導力や優れた資質等を備えた指導者の養成と確保、各団体への支援などを進めていく必要があります。特に、本市には他市に見られない地域特性として、国等の多くの専門的研究機関が位置しており、その知的資源の有効な活用によっては、幅広い世代の学びに対応した学習機会の提供が期待されます。更に、市内には次世代に継承すべき貴重な文化遺産が、有形・無形を問わず存在しており、保存された文化財等を広く市民に公開し、活用を図ることで、我が「まち」への愛着・誇り（シビックプライド）を高める一助とすることができます。その意味においても、国指定史跡となった「午王山遺跡」の整備・推進は大変重要です。市民や本市を訪れた方々が本市の歴史や文化を知る機会となるような活動を推進していく必要があると考えます。



【子ども大学わこう²⁰】

基本方針3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進

教育委員会と市長部局が密接に連携し、地域社会における人間関係の醸成並びに家庭力の向上を図るため、地区社協やコミュニティ・スクールの活動支援をはじめとする各種取組を展開することにより、人と人との絆を深め、地域・家庭がそれぞれの役割を適切に果たすことのできる地域・家庭教育を目指します。

近年、地域でのコミュニティ活動への参加者の減少或いは組織の担い手の高齢化や固定化など、コミュニティの希薄化が課題となっていることは、本市においても例外ではありません。市内では、自治会や多くの団体或いは個人がそれぞれの地域でまちづくり活動に取り組まれています。それらの活動の中核を担う自治会への加入世帯の割合は年々減少傾向にあります。

また、市内12校の小・中学校において、PTAが組織されている小学校は5校、中学校は2校であり、あとの小学校4校、中学校1校には、それぞれ保護者の会が組織されています。各学校の特色に合わせた様々な活動が展開され、学校を支える大きな力となっていますが、価値観や働き方の多様性などから、組織活動への関わり方や人材の確保などに様々な考え方があることから、持続可能な新たな組織の在り方や活動の方向性を考えていく必要があります。

更に、核家族化やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化、児童虐待や不登校など、子供の周りの環境の変化や育ちをめぐる課題の複雑化が進み、家庭の教育力が低下しているともいわれています。

従来の地域コミュニティの組織やPTA、家庭が果たしてきた役割を求めていくことは、社会構造の変化、価値観の変容などにより難しくなっていることは否めません。その現状を認識し、その中での教育における課題を解決するため、地教行法や社会教育法等の改正により、学校運営協議会を位置付けたコミュニティ・スクールや学校を核とした地域づくりを目指す地域学校協働活動²¹の推進の方向性が明確化されました。このコミュニティ・スクールの円滑な運営や地域学校協働活動の充実こそが、新たな教育の創造や地域活性化の重要な役割を果たすことになると捉えます。

自治会や地区社会福祉協議会（地区社協）²²などの地縁団体等が連携し、機能することで地域コミュニティが活性化し、地域の教育力が高まります。地域の教育力が高まっていくことで、青少年活動等や、本市の特徴でもある子育て世代の転入に対応する家庭教育への具体的な支援などが円滑に進むものと考えます。またそのことは更に、それぞれの地域課題でもある防災・防犯、地域福祉の充実にもつながっていきます。そのためには、これらの活動を具体的に支援する拠点としての生涯学習課における公民館、市民活動推進課における協働推進の密接な連携は重要であり、まさに学社連携を円滑に推進していく必要があると考えます。



【地区社会福祉協議会による活動】

基本方針4 新型コロナウイルス感染症対応に伴う新たな教育の推進

本計画策定時に発生した新型コロナウイルス感染症に伴う新たな生活様式に対応し、子供たちの健康面での安全安心を確保していくとともに、こうした社会環境の変化をむしろ積極的に生かし、デジタル技術の更なる活用などを通じて和光市における新たな教育を目指します。

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、学校においては感染症予防のための「新しい生活様式」が求められました。また、臨時休業において、子供たちが学びを継続し、学校と家庭をつなぐツールとしてICT環境の整備は大きな課題となり、特に教員が作成

した授業の動画配信による学習やコミュニケーションツールを活用したオンライン授業等、ICTを活用した新たな手法に注目が集まりました。このような学校教育における新たな動きや社会状況の中で、緊急経済対策補正予算によりGIGAスクール構想²³が前倒しとなり、一人一台の端末の整備が進められることになりました。

今後、コロナ禍が終息したのちのポストコロナでは、学校や学びの在り方において、ICTを活用した教育の推進はますます加速していくことが予想され、適切な活用や効果的な活用などが重要な課題になると思われます。

例えば、コミュニケーションツールを活用したオンライン授業では、インターネットを介して学校が学校の外とつながれることから、家庭とパソコンやスマートフォンなど情報端末を通して双方向のやり取りが可能です。そのメリットを生かせば、例えば他校との連携や、不登校の子供への対応に効果が見込まれます。一方、教育の本質は全人格的なものであることから、直接対面することで感じることや面と向かって対話することで行き届いた感覚、子供たちが同じ場所にいて互いに競い合ったり、励ましあったりして肌で感じることも大切な学びの価値があり、オンライン授業では補うことが難しいと考えます。今後、オンライン授業の長所や短所等を、実践をとおして分析するとともに、これまで培ってきた直接対面による授業の価値も改めて捉え直し、新たな教育を開発するという視点で検証していく必要があります。

またICTには、情報処理能力の速さや大量のデータの蓄積が可能なことが長所としてあります。この長所を生かし、ICTそのものが個々子供の学びの状況を蓄積するとともに、その情報を瞬時に分析し、学力や学びの進捗、理解度に応じた教材等を提供するなど、個別最適化された学習が大いに期待されることです。

ICT活用の教育は、今後も限りなく進展していくと予測されますが、ICT活用の教育は一つの手段（ツール）であり、それが目的ではありません。予測不可能で、テクノロジーが高度化する近未来においては、子供たちが変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え、持続可能な社会の創り手として、自立的に生き、社会の形成に参画するための資質能力を一層確実に育むことが重要です。そのためのICTであるならば、子供たちを育むツールとしてだけでなく、子供たち自身がICTを適切・安全に使いこなすことができるよう、ネットリテラシー²⁴等情報活用能力を育むことも重要です。

GIGAスクール構想におけるICT機器の環境整備は、「多様な子供たちをだれ一人取り残すことなく育む」というねらいに即した「学びの改革」が期待されています。ICTの有効性が子供たちの成長に資するものとなるよう、新たな教育の開発が期待されるとともに、そのことが教職員のやりがいや負担軽減につながるよう、取組を推進していく必要があると考えます。

第3節 第五次和光市総合振興計画との関連

市の総合振興計画は、将来の和光市をどのような「まち」にしていくのかを示す「まちづくり」の指針となるものであります。和光市ではこれまで平成23年3月に策定され、平成28年3月に改訂された「第四次和光市総合振興計画」に基づいて市政を進めてまいりましたが、中・長期的な計画の務めが終わりを迎え、令和3年4月から新たに「第五次和光市総合振興計画」がスタートします。具体的には、本市が目指す都市像やまちづくりの目標などを記した「基本構想」と、その実現のための「実施計画」によって構成されています。

総合振興計画策定に向けては、市民参加型のワークショップを開催し、そのアイデアを基に将来都市像をつくるなど、市民目線での計画とする一方、貧困に終止符を打ち、地球を保護し、全ての人々が平和と豊かさを享受できることを目指した国際目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」を十分に踏まえた計画となっています。

現在、この基本構想の教育分野については、12の市民生活の目標像の中に、「目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ」、「目標像10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる」、「目標像12 シビックプライドを持っている」が位置付けられ、その実現に向けた個別施策として、目標像4については7施策、目標像10については3施策、目標像12については1施策が設けられています。

和光市教育振興基本計画は第五次和光市総合振興計画と策定期間が重なることから、これらの個別施策についての捉え方、考え方を明確化にして整理することで、より具体的な活動を市長部局と一体的に推進することができると思います。



【SDGs ポスター（国際連合広報センターホームページより）】

第五次和光市総合振興計画 【将来都市像】みんなをつなぐワクワクふるさと和光

第五次和光市総合振興計画	和光市教育振興基本計画
【目標像4】 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ	施策4-1 基本施策1 確かな学力と自立する力の育成
	施策4-2 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成
	施策4-3 基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実
	施策4-4 基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進
	施策4-5 基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進
	施策4-6 基本施策6 安全安心な学校施設の整備
	施策4-7 基本施策7 児童や青少年の居場所づくり
【目標像10】 趣味などを通して充実した時間を過ごせる	施策10-1 基本施策8 生涯学習の振興
	施策10-3 基本施策10 スポーツ・レクリエーション活動の推進
	施策10-2 基本施策9 歴史的・文化的資源の保存・活用と創造的な文化の振興
【目標像12】 シビックプライドを持っている	教育振興基本計画の観点からは、一体的に推進することが望ましいと考え、一つの基本施策とした。

【第五次和光市総合振興計画の目標像と和光市教育振興基本計画の基本施策】

第1 目標像4 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ

和光市教育振興基本計画		第五次和光市総合振興本計画
基本施策1	確かな学力と自立する力の育成	施策4 - 1
基本施策2	豊かな心と健やかな体の育成	施策4 - 2
基本施策3	質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実	施策4 - 3
基本施策4	多様なニーズに対応した教育の推進	施策4 - 4
基本施策5	家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進	施策4 - 5
基本施策6	安全安心な学校施設の整備	施策4 - 6
基本施策7	児童や青少年の居場所づくり	施策4 - 7

内閣府が平成30年（2018年）に公表した「我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」の結果を見ますと、「日本は諸先進国に比べ、自己肯定感が低い」と指摘されています。調査項目の「自分自身に満足している」では、アメリカ86.0%、イギリス83.1%、フランス82.7%、隣国の韓国は71.5%の数値に対し、日本の子供たちは45.8%であり、「自分には長所がある」の項目では、アメリカ93.1%、ドイツ92.3%、フランス91.4%、そして隣国の韓国は76.0%の数値に対し、日本の子供たちは68.9%という数値でしたので「日本の子供たちは自己肯定感が低い」といった評価になっているものと捉えられます。

一般的に自己肯定感とは、「自分には価値がある」「自分は認められている」など、自分の価値や存在意識をポジティブに受け止める感情や感覚のことであり、自分のことが好きで、今の自分に満足している子供の心や行動の在り方を示すものであると捉えられています。この自己肯定感の高い子供にみられる特徴としては、「他人を尊重し、コミュニケーション能力が高い」「自分の感情や衝動をコントロールできる」「ポジティブで、プラス思考」「物事に意欲的で、集中して取り組む」「失敗を恐れず、チャレンジ精神がある」「人と自分を比べることが少なく自信を持っている」などが挙げられ、まさに自らの在り方を積極的に評価できる感情や、自らの価値や存在を肯定できる積極的な姿勢を身に付けている姿ということが出来ます。



【学習の様子】

日本人には「謙譲の美德」という気質があるといわれています。人を先に立て、自分を出しゃばらず相手に譲ることは、相手に敬意を示す点でも大変すばらしいことです。一方でそのことが、自分の意志を示すことや自己主張にやや欠ける面であるとも言われ、それが今日のグローバルな社会変化において通用するかどうかを考えたとき、21世紀に生き抜く子供たちには国際競争を勝ち抜いていくだけの資質・能力の育成は不可欠であり、そのような視点から、施策4 - 1から施策4 - 7についての具体的な取組を明示していく必要があります。

施策4 - 1・2は、国の第3期教育振興基本計画の基本方針「1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」に、基本的にはつながるものです。施策4 - 3は、それらの教育活動を円滑に推進していくための下支えとなる環境整備と捉

えることができます。特に、ICT利活用のための基盤の整備としてGIGAスクール構想の推進は、本市においても喫緊の課題となっています。

施策4-4は、「多様な学びの場」の充実や、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の指導や支援を切れ目なく提供していく体制の構築、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応ができる教育相談体制の充実、経済的理由により就学困難な家庭への支援、外国籍児童生徒の学校生活へ円滑に適應できるよう言語や文化等の差異に係る支援など共生社会の実現に向けたものです。特に、不登校問題は児童生徒の学びに係る重要な課題であり、和光市教育支援センターの条例設置化により、未然防止、早期発見・早期対応など支援体制の強化が一層求められています。施策4-6は、老朽化対策が必要な小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減、或いは長寿命化等の推進により安全・安心な学校環境を整備していく必要があります。

施策4-7は、児童や青少年にとって安心でき、自己存在感や充実感を感じられる場所をつくり出すことであり、児童や青少年が学校以外で友だちとコミュニケーションを図ったり、地域社会の人たちと関係を構築したりすることができる場の醸成が必要です。

第2 目標像10 趣味などを通して充実した時間を過ごせる

和光市教育振興基本計画		第五次和光市総合振興本計画
基本施策8	生涯学習の振興	施策10-1
基本施策9	歴史的文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興	施策10-2
基本施策10	スポーツ・レクリエーション活動の推進	施策10-3

人生100年時代の到来を見据え、従来の教育・雇用・退職後といった伝統な3ステージの人生モデルから、複数のキャリアを持って、自分探しの期間なども設けながら、意識的に自分の在り方を決定していくようなマルチステージ²⁵モデルに転換しつつあることを認識し、それらの変化に対応できる学びの構築が求められています。それを行政がどのように担っていくかが重要な課題となっています。

また、2030年ころには、IoT²⁶やビッグデータ、人工知能等の技術革新が一層進展し、新しい社会(Society5.0²⁷)の到来が予測されていますので、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現に向けた取組は、新たな社会教育の方向性として重視していく必要があります。

施策10-1は、平成30年12月に中央教育審議会が答申をした「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興」の中で、新たな社会教育の方向性として提示している「開かれ、つながる社会教育の実現」を図っていくために、生涯学習の振興をどのように推進していくかが問われています。その具体的な取組として、「住民の主体的な参加のためのきっかけづくり」「ネットワー

【生涯学習だより】

生涯学習 スローガン 学び育てる豊かな心 人が育てる豊かなまち 人間都市 和光

和光市 2020年4月 第34号 生涯学習だより なびい

生涯学習課 生涯学習担当 ☎424-9150 ①h0300@city.wako.lg.jp

第37回 坂下公民館まつり 坂下公民館 ☎464-5230

公民館の利用団体や一般市民が日頃の学習成果を発表します。ステージ発表や作品展示、模擬店など、地域住民の交流の場として子どもから大人まで楽しめます。また市制施行50周年を記念してパネル展も行います。ぜひご来場ください!

5月15日(金)～17日(日)

作品展示/15日(金)～17日(日)10:00～16:00 別館1階

市制施行50周年記念パネル展/15日(金)～17日(日)10:00～16:00 別館2階

公開発表/15日(金)10:00～12:00(健康体操) 18:00～20:30(社交ダンスパーティ)本館3階

オリパラ関連イベント/16日(土)10:00～12:00 本館3階

模擬店/17日(日)10:00～12:30 公民館 駐車場他

芸能発表/17日(日)13:00～17:00 本館3階

展示作品を一般募集!

皆さんも「坂下公民館まつり」に作品を展示しませんか。

募集内容(1人1点まで)

第4回 ふれあいまつり 図書館 下新倉分館 ☎452-6011

4月29日(水・祝)10:00から

下新倉分館、下新倉児童館、下新倉学習クラブと

共催で、毎年おまつりを開催しています。

図書館では「おはなし会」(随時) 絵のくじ引き」、「リルーンアートの配布」を行います。ぜひ、ご家族みなさんで遊びに来てください。お年寄りのみなさん

和光市南公民館サークルフェア 南公民館利用団体協議会 (見学・体験)のご案内 南公民館 ☎463-7621

令和元年11月17日(日)10:00～15:15に、1回目となるサークルフェアを開催しました。南公民館で活動しているサークル団体が、日曜と月曜の2日間(平日・夜間) 同時開催の体験型イベントを開催しました。

ク型行政の実質化」「地域の学びと活動を活性化する人材の活躍」に視点を当てた方策を考えていく必要があります。施策10-2は、まさに生涯学習の学びの充実を図ることで、新しいものを創り出していくことになるものと捉えられます。

施策10-3は、市民が明るく豊かで活力に満ちた生活を送れるようにしていくためには、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるような環境の整備・充実が求められています。今後どのような団体・関係機関との連携により施策の振興を図っていくかが重要な課題となっています。また、運動施設の老朽化・経年劣化が見られることから、計画的に施設の修繕・改修を行い、市民が安全で楽しくスポーツ・レクリエーションを楽しめるよう取り組む必要があります。



【和光市運動場】

第3 目標像12 シビックプライドを持っている

和光市教育振興基本計画	第五次和光市 総合振興本計画
基本施策9 歴史的文化的資源の保存・活用と創造的な文化の振興	施策12-2

今日の少子・高齢化の進展、高度情報化などの急激な社会情勢の変化、或いは価値観の多様化などを背景に、地域特性を生かした「特色あるまちづくり」が求められています。また、これからのまちづくりは、市民と行政がよきパートナーとして連携・協力して、福祉・健康・教育・生涯学習・人権・子育て・環境等の問題や地域課題に市民が自ら解決していこうとする活動が重要視されています。



【午王山遺跡】

既に、従来型の公共的なサービスは全て行政が担い、その他のサービスは企業が提供するといった社会システムの限界が見え始めている中で、新たな社会システムを構築することは喫緊の課題でもあり、新しい公共サービスを担う市民及び市民活動団体の協働は、「まちづくり」の重要な取組であると言えます。そのためには、本市に居住する市民が、我がまちに愛着や誇り「シビックプライド」を持って、地域の課題解決や活性化などの行動に取り組んでいくことこそが期待されています。

施策12-2は、利便性や機能性によるまちづくりの振興により、郷土の歴史や文化・伝統の一部が失われてきたことは否めない面がありますが、今後においては歴史的文化的資源を保全するとともに、住民生活の利便性・安全性、生活環境に配慮しつつ、住民による自主的なまちづくりへの取組みをどのように支援していくかが課題となっています。「午王山遺跡」が弥生時代後期の環濠集落遺跡として令和元年度に国指定の史跡に指定されたことを受けて、我が町の歴史・文化財に一層の関心を醸成する学びの講座等を充実させるとともに地域住民と連携した活動を推進していく必要があります。

第2編 各論



基本施策1 確かな学力と自立する力の育成

「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を図り、新しい時代に生きる児童生徒一人一人の学力や学習意欲を伸ばす教育を推進します。また各学校段階に応じたキャリア教育や主権者教育などを、家庭や地域社会と連携して推進し、主体的に社会の形成に参画する力を育成します。

現状と課題

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が必要です。
- 学力向上支援教員等による少人数指導など、各学校の実態に即した具体的な指導の充実が必要です。
- グローバル化に対応した外国語教育やプログラミング教育²⁸など新しい時代に必要な教育の充実が求められています。
- 伝統や文化を尊重し、郷土への誇りを育む教育の推進が必要です。
- 社会の持続的な発展を生み出すため、一人一人が主体的に社会に関わっていけるようにすることが重要です。
- 人格の基礎となる幼児期の教育の充実が求められています。

施策の展開

施策1 個の学力を伸ばす教育の推進

- ・ 基礎的・基本的な知識や技能の習得を目指した授業の工夫・改善を図り、確かな学力の定着を目指します。
- ・ 新しい時代に求められる資質・能力の育成に向けて、主体的・対話的で深い学びを通して、より質の高い思考力・判断力・表現力等を育む教育を推進します。
- ・ 授業を通して一人一人の良さを伸ばし成長を促すために、新しい観点別学習状況の評価の充実を図ります。
- ・ 様々なデータ等を活用して、個に応じた指導の充実を図ります。
- ・ ティーム・ティーチング²⁹や少人数指導など、指導方法の工夫・改善に取り組み、各学校の実態に合った効果的な指導の充実を図ります。

施策2 次世代に求められる資質・能力の育成

- ・ 子供たちに必要な資質・能力を着実に育成するため、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図るとともに、カリキュラム・マネジメントの確立に努めます。
- ・ 情報化、グローバル化の加速度的進展に伴う社会変化に対応した教育課程を通じ、未来の創り手に必要な資質・能力の育成を図ります。
- ・ 様々な本との出会いを大切に、読書活動の推進を図ります。

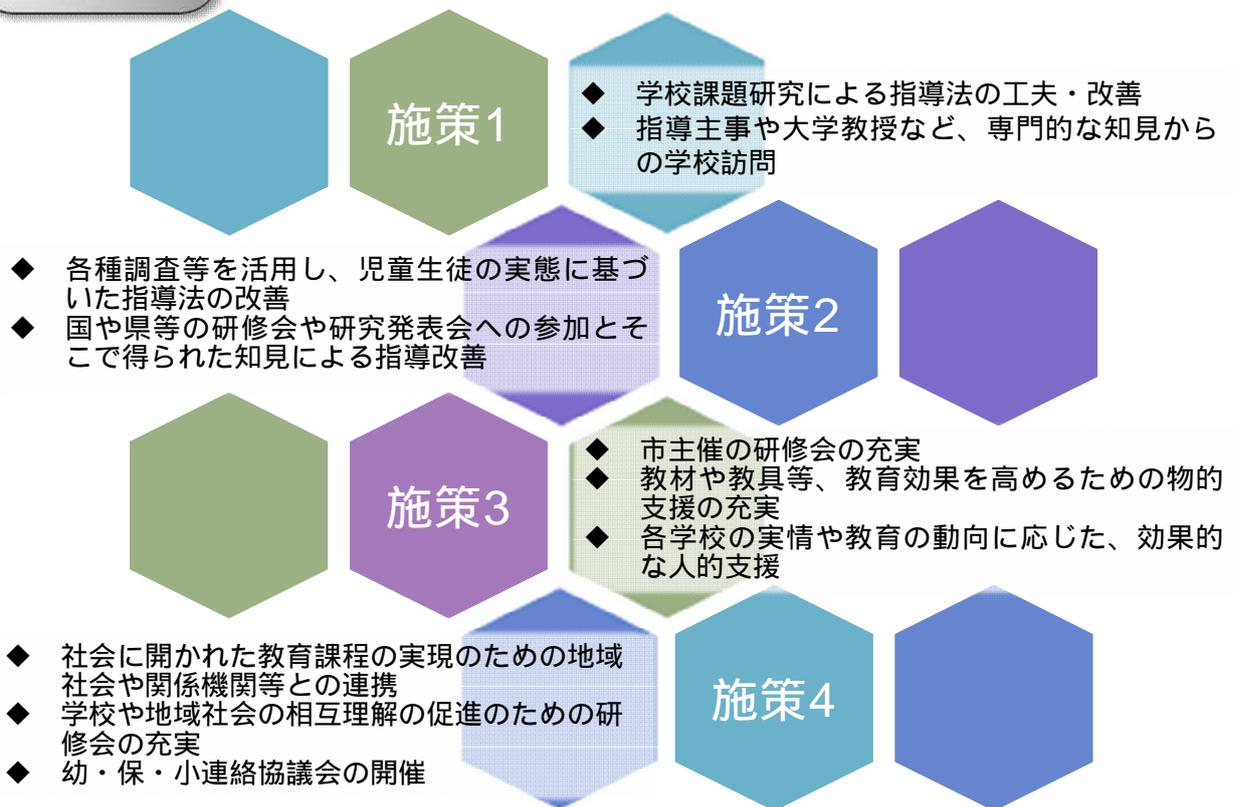
施策3 新しい時代に対応する教育の推進

- ・ A L Tとの連携や小中学校の円滑な接続による、外国語活動等の授業の充実や英語能力の測定などを通して、外国語教育の充実を図ります。
- ・ これからの社会を主体的に生き、国際社会で活躍できる児童生徒を育成するために、伝統と文化を尊重し、我が国や郷土を愛する態度を育成するとともに、豊かな国際性を身に付け、多文化共生の意識やグローバルな視野の育成を図ります。
- ・ G I G Aスクール構想の早期実現に向けたI C Tの活用など、Society5.0の社会の到来に備えた個人の進捗や能力・関心に応じた学びの場づくりを進めるとともに、小学校におけるプログラミング教育の充実を図ります。
- ・ 問題発見・解決能力や情報活用能力など、知識基盤社会を生きていくために必要な力を育成します。

施策4 社会の形成に参画する力の育成

- ・ キャリア教育や主権者教育など社会的・職業的自立の基礎となる力を育成します。
- ・ SDGs（持続可能な開発目標）を達成するための取組など、持続可能な社会の担い手を育成します。
- ・ 幼稚園、保育園、小・中学校等が連携した教育の推進を進め、小1プロブレム³⁰や中1ギャップ³¹など、学校等間の円滑な接続に努めるとともに、自立する力の基礎を培います。

主な取組例



指 標

勉強する意味や勉強の仕方について (埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)



【定 義】小4～中3の勉強する理由や勉強の仕方に関する28の質問(全168項目)のうち、県平均と同等(±0.5ポイント)か県平均を上回っている項目数の割合

【目標値】現状値において、学び方改革を進めるには、まず半分の項目で県と同等であることが必要と判断したから。

自分自身のことについて (埼玉県学力・学習状況調査 児童生徒質問紙)



【定 義】小4～中3における自己肯定感、挑戦への意欲、将来への展望の3項目(全18項目)のうち、県平均と同等か県平均を上回っている項目数の割合

【目標値】各学年1項目達成項目を増やすことを目標とした。

基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

子供たちに思いやりの心や規範意識、望ましい勤労観や職業観など豊かな人間性や社会性を育むとともに、他者と協働して何かを成し遂げる力を育み、自己肯定感・自己有用感を高めます。

また、生涯にわたって健康な生活を送るための基礎となる体づくりや規則正しい生活習慣の確立など、児童生徒の体力の向上や学校保健の充実を図るとともに、食育の推進を図ります。

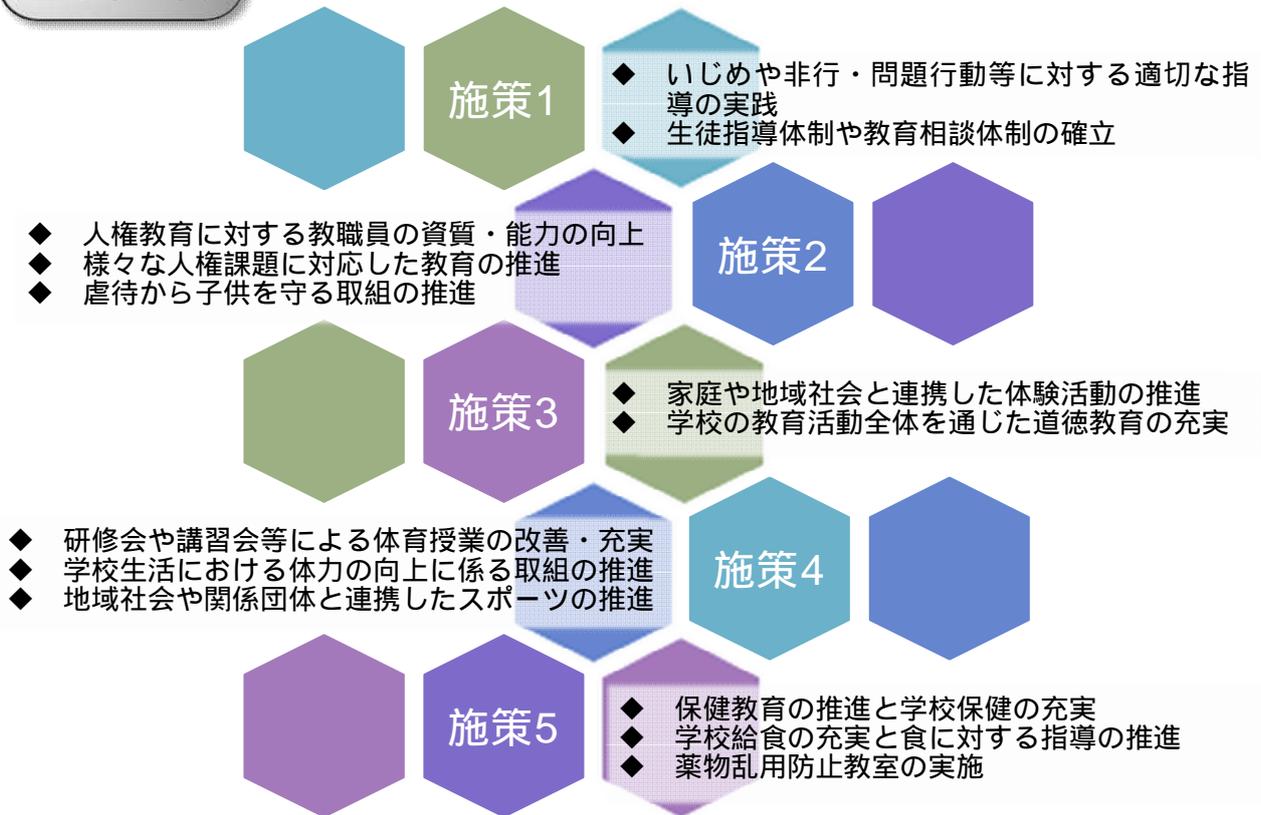
現状と課題

- いじめをなくすための具体的な取組が求められています。
- 非行や問題行動等に対して、学校が組織的に対応できるよう、校内の指導体制の確立が必要です。
- 自然体験や職場体験など、様々な人やものと触れ合う機会を生かした、生きた教材による教育を進めることが必要です。
- 道徳の教科化に伴い、各学校における道徳教育の充実が必要です。
- 児童生徒の体力向上が喫緊の課題です。

施策の展開

施策1 いじめや非行問題等に係る生徒指導及び教育相談体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・ いじめ防止対策を推進し、いじめ問題の解決に全力を尽くします。・ 生徒指導や教育相談等、校内の指導体制を確立し、非行や問題行動等に組織的に対応できるようにします。
施策2 人権を尊重した教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 誰もがかけがえのない人間であるという確かな人権感覚を身に付けられるよう人権教育の充実を図ります。・ 児童虐待から子供を守るため、学校において早期発見・早期対応ができるよう、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。
施策3 情感豊かな心を育む教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 職業体験や農業体験など発達段階に応じた様々な体験活動を進めます。・ 「特別の教科 道徳」の教科化を踏まえ、よりよく生きるための基盤となる道徳性を培うため、発達段階に応じた道徳教育を推進します。・ 社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
施策4 運動に親しみ、健やかな体を育む教育の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 体力の向上に向けて児童生徒が楽しさや喜びを感じられる体育授業の工夫・改善を目指します。・ 体力テストの結果を活用し、児童生徒一人一人の体力を確実に伸ばす教育に取り組みます。・ 運動に親しむ能力を育成することで、運動の日常化を図り、健康的な生活の確立と体力の向上を目指します。・ 運動部活動の充実及び持続可能な運営ができるよう、外部指導者の活用や活動時間等の適正化など、実態に応じた取組を進めます。
施策5 健康の保持増進と食育の推進
<ul style="list-style-type: none">・ 各学校の実情や児童生徒の発達段階に応じ、計画的、効果的な学校保健活動を推進します。・ 子供たちに望ましい食習慣を身に付けさせるため、家庭や地域と連携した食育を推進するとともに、学校給食の充実を図ります。・ 全小・中学校において発達段階に即した保健教育を実施し、健康で安全な生活や健全な食生活を送るために必要な資質・能力を育みます。・ 食物アレルギー対応が必要な児童生徒に対して、個別の対応プランを作成し個々に合わせた給食の提供を行います。

主な取組例



指標

規律ある態度について (埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)

令和元年度
(現状値)

81.3%
(78/96項目)



90.0%
(87/96項目)

令和7年度
(目標値)

【定義】小2～中3における規律ある態度に関する12項目(全96項目)のうち、達成率80%以上の項目数の割合
【目標値】県の割合が約94%であることから、まずは90%を越えることを目標とした。

新体力テスト(全国体力・運動能力、運動習慣等調査)

令和元年度
(現状値)

50.0%
(6/12校)



100.0%
(12/12校)

令和7年度
(目標値)

【定義】新体力テストの総合評価(A～Eの段階絶対評価)で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が小学校で80%、中学校で85%を達成した学校の割合
【目標値】本市では体力の底上げが必要であり、すべての学校で県の目標(小学校80%、中学校85%)を達成する必要があるから。

基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実

複雑化・多様化した問題に対応し、次代を担う児童生徒をより良く育むことができるよう、優れた教職員の育成や確保に努めるとともに、教職員一人一人の力が発揮できるよう、「働き方改革」や「チーム学校」を踏まえた学校の組織運営の改善に努めます。

また、児童生徒一人一人の安心・安全を確保するため、安全教育の充実に努めるとともに、通学区域の見直しや子供を守る家の設置など、家庭や地域と連携した児童生徒の安全な環境の整備に努めます。

現状と課題

- 教職員の人事評価制度を効果的に活用した人材育成が必要です。
- 少子高齢化や教職員の働き方改革の問題などにより、教員採用試験倍率の低下が進み、優秀な教職員の確保が課題です。
- 教職員の負担軽減に資する学校現場の働き方改革が必要です。
学校を取り巻く問題の複雑化・多様化が進み、専門家等と連携して対応していくことが必要です
- 世代交代が進み、優れた指導法の継承や若手とベテランの連携など、学校の組織運営の改善が求められています。
- 児童生徒数の増減に伴う学校規模の適正化、それに伴う通学区域の見直しに注視する必要があります。
- 家庭や地域と連携した児童生徒の安心・安全な環境整備の取組を進めることが必要です。

施策の展開

施策1 教職員の資質・能力の向上

- ・ 研修会の充実、優れた取組の共有等により、教職員一人一人の資質・能力の向上に努めます。
- ・ 相互協力協定を締結している大学と、教育実習の受入れ、講師派遣依頼等を通して効果的な連携を図ります。
- ・ 自校の教育課題を明確にして各学校が研究テーマを設け、国や県、市の研究委嘱等を受けて、教職員一人一人の力量形成に努めます。
- ・ 教職員一人一人の工夫や努力が、よりよい学校づくりや児童生徒の成長につながり、やりがいとなってさらなる力を発揮できるよう、人事評価制度を活用した適正な人事管理に努めます。

施策2 働き方改革を踏まえた学校の組織運営の改善

- ・ 学校における働き方改革を進め、教職員一人一人が力量を発揮し、やりがいを生み出す働き方を推進するとともに、様々な問題に対応し、よりよい学校教育活動が展開できるよう、「コミュニティ・スクール」や「チーム学校」づくりなど、組織運営体制の改善を図ります。

施策3 学習環境等の整備・充実

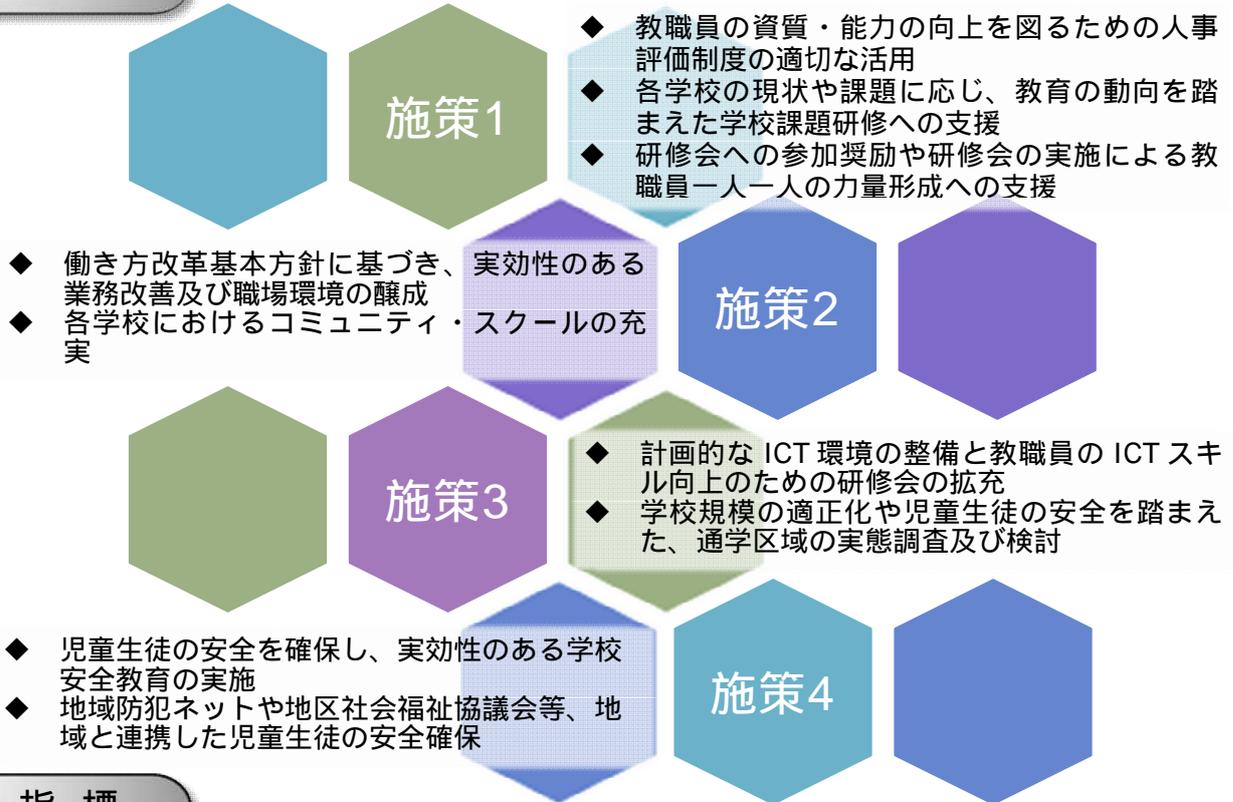
- ・ 教材やICT環境など、児童生徒の学習の充実に図るための環境整備に努めます。
- ・ 学校規模の適正化及び児童生徒の安全に配慮し、必要に応じて通学区域の見直しをします。

施策4 児童生徒の安心・安全の確保

- ・ すべての学校で学校安全に関する取組を計画的に行い、検証改善を伴いながら実効性のある取組を推進します。
- ・ 学校危機管理・防災マニュアルを見直し、適宜・適切な対応が取れる組織体制を確立します。
- ・ 通学路の安全点検、子どもを守る家110番の協力など、登下校の児童生徒の安全確保を図ります。

- 子どもを守る家の設置など、家庭や地域と連携し、児童生徒の安心・安全の確保に努めます。

主な取組例



指 標

学級経営や生徒指導、指導法等について(埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)

令和元年度 (現状値) **33.3%** (26/78 項目) → **50.0%** (39/78 項目) 令和7年度 (目標値)

【定 義】小4～中3の学級経営や生徒指導、指導法等に関する13の質問(全78項目)のうち、県平均と同等か県平均を上回っている項目数の割合

【目標値】現状においては、指導方法等の改善には、各学年において半分の項目で、県と同等又はそれ以上の達成が必要と判断したため。

一月当たりの時間外在校時間(勤怠管理)

令和元年度 (現状値) **20.2%** → **40.0%** 令和7年度 (目標値)

【定 義】1年間の時間外在校時間が360時間以内かつ1か月の時間外在校時間が45時間を超える月が6か月以内の人数の割合

【目標値】1校1年で1人ずつ増やしていくことを目標とする。

教員のICTスキル(文部科学省調査)

令和元年度 (現状値) **29.9%** → **50.0%** 令和7年度 (目標値)

【定 義】文部科学省の「教員のICT活用指導力チェックリスト」における16項目の「できる」の割合

【目標値】授業でICTの活用が今後ますます進むことから、まずは半分の教職員ができるようにすることが必要と考えたから。

基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

共生社会の実現に向け、特別な教育的支援を必要とする児童生徒等への指導等を充実させ、切れ目のない支援に努めます。

また、子供たちに係る様々な課題に具体的に対応していけるようにするため、教職員の専門性を高めるとともに、組織で対応できるよう、家庭や地域との連携も含めた学校体制整備にも努めます。

現状と課題

- 一人一人の課題に寄り添った特別支援教育の体制整備が必要です。
- 経済的に困窮している家庭の子供たちへの学習支援が求められています。
- 不登校の未然防止に係る取組及び不登校児童生徒への支援が必要です。
- 外国籍の子供の増加に伴った、支援体制の見直しが必要です。
- 複雑化を増す家庭状況に対応した教職員の資質・能力の育成と学校支援体制の確立が求められています。
- 就学相談件数の増加に対応した就学相談体制の充実が必要です。

施策の展開

施策1 特別支援教育の充実

- ・ インクルーシブ教育³²の推進に向け、小・中学校における通常の学級や通級指導教室、特別支援学級など、多様な学びの場を用意するなど、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制を整備していきます。
- ・ 子供たちが抱える具体的な困難に対応できるよう、研修等による教職員の専門性の向上に努めます。

施策2 経済的な支援を必要とする子供への支援

- ・ 国や県と連携し、児童生徒に経済的な支援をしていきます。
- ・ 家庭環境に関わらず児童生徒の学力が保障されるよう、少人数指導や学力向上に係る指導に努めるなど、きめ細かな指導をしていくとともに、福祉等関係機関との連携を図っていきます。

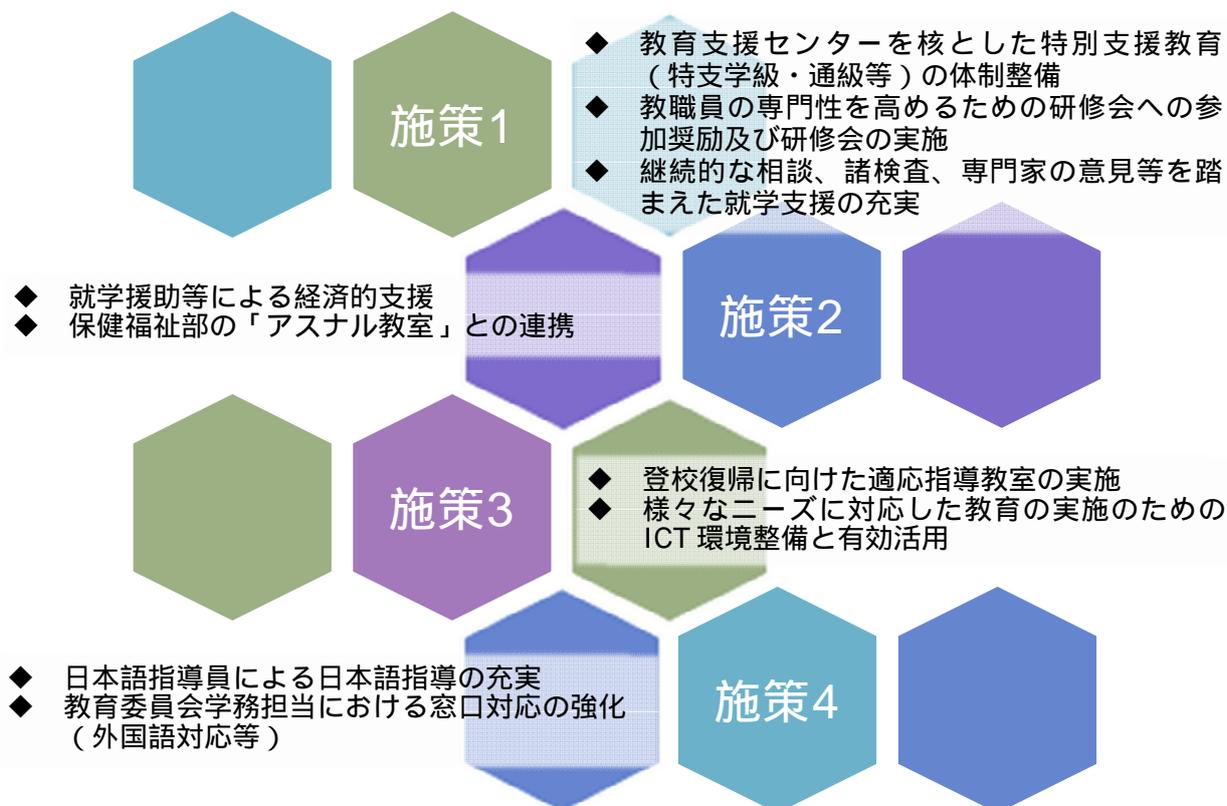
施策3 不登校児童生徒への支援

- ・ 教育相談員等と連携を深めるなど、学校の教育相談体制の拡充に努めるとともに、専門的な知識・経験を有する人材を活用した教育相談活動を充実します。
- ・ 不登校の未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、小・中学校の連携を強化するとともに、教育支援センターの機能強化や連携による不登校児童生徒への支援に努めます。

施策4 外国人児童生徒など一人一人の状況に応じた支援

- ・ 帰国児童生徒や外国人児童生徒などが学校生活に円滑に適應できるよう、日本語指導の充実など教育支援の充実を図ります。
- ・ 児童生徒の心情や取り巻く環境など、児童生徒一人一人が抱える困難に適切に対応できるよう、家庭や地域と連携して学校における教育支援の充実を努めます。

主な取組例



指 標

特別支援学校教諭免許状等の取得率

令和2年度
（現状値）

44.0%



60.0%

令和7年度
（目標値）

【定 義】特別支援学級を担当する本務教員の特別支援学校教諭免許状等の取得率

【目標値】現状では、1年に1人ずつ、取得する人を増やすことで達成できることから設定した。

和光市教育支援センター

【住所】和光市本町 31-17 和光市立本町小学校内（2階） 【TEL】048-466-8341

【相談日】月曜日～土曜日（休み 日曜日・祝日・年末年始）

【相談時間】午前9時30分～午後4時30分（土曜日は正午まで）

【申し込み方法】電話又は直接訪問

【その他】不登校の児童生徒のために、適応指導を行っています。また必要に応じて医師や専門機関をご紹介します。

市内各小・中学校の相談室

市内の各小・中学校には相談室があり、相談スタッフがいます。詳しくは各学校にお問い合わせください。

相談時間は各学校により異なります。



【和光市教育支援センター（本町小学校内2階）】

基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進

各学校のPTAや保護者の会、学校応援団、コミュニティ・スクール等学校を支援する組織及び関係機関等との連携及び協働により、家庭や地域社会とともに歩む学校づくりを進めていくとともに、学校を核とし、自治会や地区社会福祉協議会など地域を支える組織と連携及び協働した地域学校協働活動の実現を目指します。

現状と課題

学校教育が、地域と連携した教育を推進していくためには、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標をもち、自校の教育課程を介してその目標を社会と共有していく「社会に開かれた教育課程」の具現化に向けた取組が求められています。

教育課程の実施にあたって、地域の人的・物的資源を活用し、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を積極的に図り、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させていく必要があります。

コミュニティ・スクールによる学校づくりを進める必要があります。

PTAや保護者の会、学校応援団など、既存の学校支援組織による活動を支援することが必要です。

各小学校区に設置を目指している地区社会福祉協議会との連携をより一層進める必要があります。

様々な組織運営において、同じ人が様々な役割を担い、後に続く人がなかなか見つからず役割を担う人が固定化されたりするなど、様々な組織を担う人材確保及び人材育成に課題があります。

施策の展開

施策1 コミュニティ・スクールの推進

- ・ 学校課題の解決のために保護者や地域が参画し、それぞれの立場で児童生徒の成長を支援する体制を整えます。
- ・ 自校の教育課程を広く地域社会に浸透を図り、目指す学校像の実現に地域の教育力を活用します。
- ・ コミュニティ・スクールによる学校づくりを推進するため、各学校における組織体制の整備及び充実を進めるとともに、情報提供や研修会の開催等による支援に努めます。
- ・ 学校教育を通じて児童生徒が身に付けるべき資質。能力や学ぶべき内容などの全体像を分かり易く見渡せる「学びの地図」を幅広く共有していきます。

施策2 各学校におけるPTAや保護者の会、学校応援団等、学校を支える組織等との連携・協働

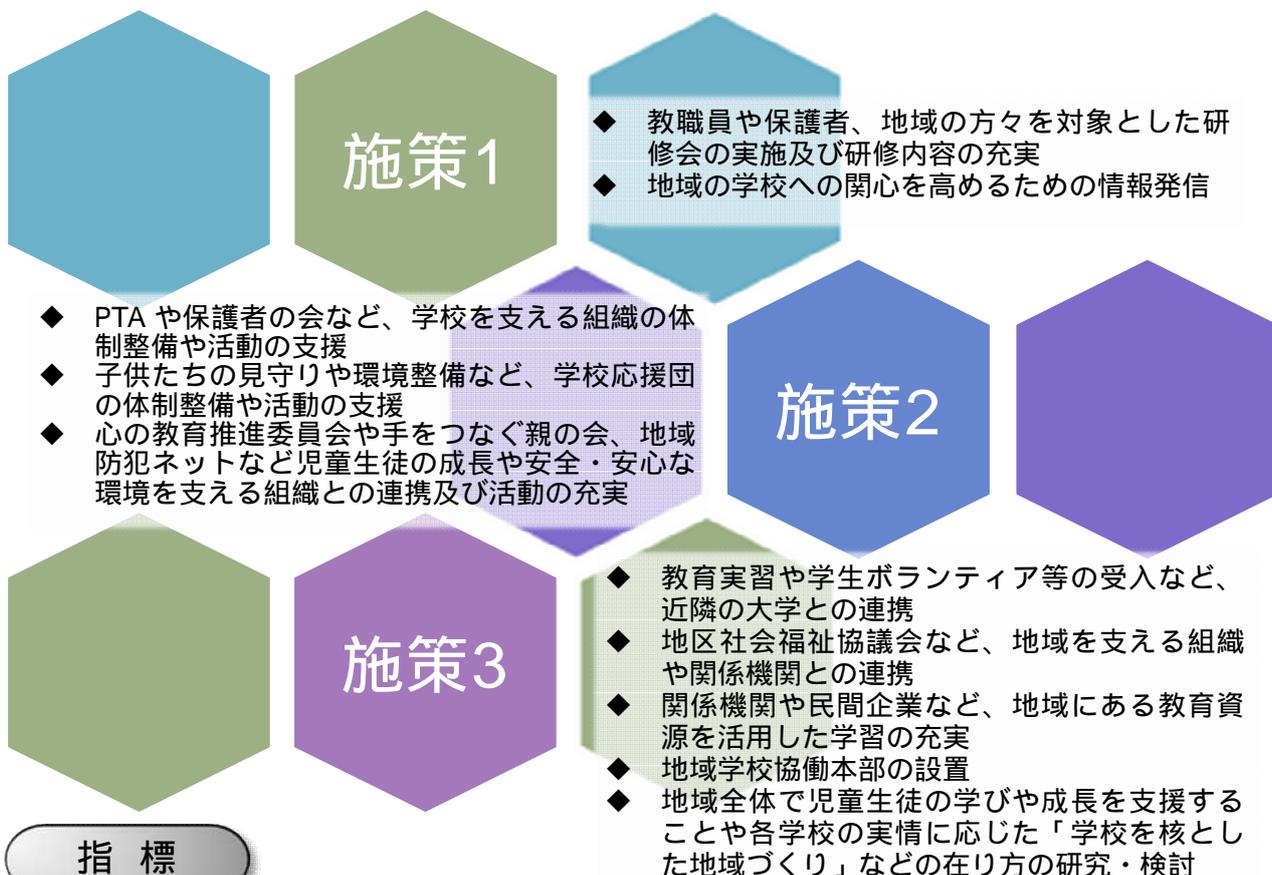
- ・ 家庭は子供の教育の出発点であることから、情報提供や学びの機会の醸成など、家庭教育支援に努めます。
- ・ 各学校で様々な支援を行っていただいているPTAや保護者の会、学校応援団等、子供たちの学びや成長を支える活動を推進します。
- ・ よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有していく連携を推進します。

施策3 地域を支える組織や関係機関等との連携・協働

- ・ 地域の課題解決や地域を支える人材の育成等を進めるため、様々な団体等と連携しながら、地域学校協働本部の設置に向けた準備を進めてまいります。
- ・ ボランティアや福祉体験など、地域の教育資源を生かして教育活動の充実を図るとともに、地域社会が児童生徒に働きかけたり、学校のニーズに合った支援をしたりすることができるよう、地域の教育力を高めてまいります。

- ・ 社会福祉協議会や自治会等など地域の様々な団体や民間企業、関係機関と連携し、地域全体で児童生徒の学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」も視野に入れた各学校の在り方について検討していきます。

主な取組例



指標

コミュニティ・スクールの理解度(和光市教育に関するアンケート)

令和2年度
(現状値)

9.3%



50.0%

令和7年度
(目標値)

【定義】小5、中2の保護者アンケートにおけるコミュニティ・スクールの理解について「よく理解している」「理解している」の割合

【目標値】コミュニティ・スクールによる家庭や地域社会との連携には、制度の理解が必要であることから、まずは5割の方の理解度達成を目指す。

コミュニティ・スクールへの関心(和光市教育に関するアンケート)

令和2年度
(現状値)

2.6%



50.0%

令和7年度
(目標値)

【定義】教職員に対するアンケートで、関心のある教育課題の設問における「コミュニティ・スクール」を選択した割合

【目標値】コミュニティ・スクールに対する教職員の関心を、学校づくりや学校運営における重要な柱と認識してもらうことが必要であることから、年10%増の目標値を設定した。

基本施策6 安全安心な学校施設の整備

児童生徒が日常の大半を過ごす学校教育環境の安全性を確保し、安心して学校生活を送れるように学校施設を整備します。

現状と課題

構造躯体及び非構造部材の耐震化は完了しましたが、校舎等の施設の老朽化対策が優先的な課題となっています。

市内小中学校の空調設備は、学級配置のある全ての普通教室及び特別教室の一部の設置が完了、また、小中学校の特別教室に空調を設置するための設計についても完了していますが、近年の猛暑により、空調設備が未整備の特別教室や体育館への対策が課題となっています。

施策の展開

施策1 学校施設及び設備の整備と適正な維持管理

- ・ 「和光市小中学校個別施設計画」に基づき、既存学校施設及び設備の老朽化や快適な環境整備に対応した改築工事や長寿命化改修工事を検討していきます。
- ・ 児童・生徒の教育環境の整備（向上・充実）のため、また、体育館については、避難所としての機能もあることから、構造や躯体も含め、空調設備の整備の検討を進めていきます。

主な取組例



指標

小中学校特別教室の空調設備の整備

令和2年度
(現状値)

71.0%



100.0%

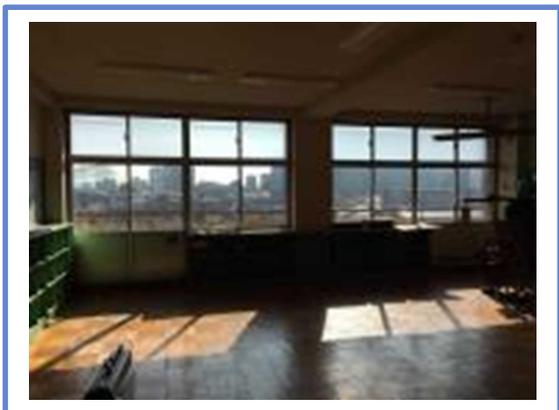
令和7年度
(目標値)

【定義】児童・生徒が学習で使用する特別教室（理科室・家庭科室・美術室等）に、空調設備の整備を図る割合
【目標値】児童・生徒の教育環境の向上、充実を達成するため100%の達成を目指す。

施設整備の例

空調設置

普通教室に空調を完備（北原小）



（改修前）



（改修後）

大規模改修

体育館の耐震補強及び大規模改修（第三中）



（改修前）



（改修後）

トイレ改修

トイレの大規模改修 湿式 乾式（第三中）



（改修前）



（改修後）

基本施策7 児童や青少年の居場所づくり

児童が身近な地域で友だちと触れ合いながら安心して過ごすことができ、青少年が社会の責任ある一員として成長できるようにします。

現状と課題

共働き世帯の増加や働き方の多様化により、放課後の子供の居場所への充実が期待されています。各々の子供の成長及び発達に適した多様な居場所の確保や子供同士の交流が促進される安全安心な環境の整備が求められています。

児童センター（館）や放課後の居場所では、子供及び子育て家庭にとって身近な拠点として子供の健全な成長及び発達を支援するほか、子供及び保護者に対する相談機能も求められています。

青少年が地域と関わる機会が減少している傾向があり、青少年育成活動に対する問題意識に地域差が見られるため、地域の実情に応じながら、地域に関わりやすい環境や仕組による青少年の育成が必要です。また、青少年を取り巻く課題に対し、地域資源の活用や福祉施策との連携が求められています。

青少年育成団体、保護者に対して情報提供の充実及び問題の共有化を図ること並びに青少年育成団体等が中心となって活動する人材の育成及び確保が必要です。

施策の展開

施策1 学童クラブとわこうっこクラブの一体型施設又は一体的な運営による放課後の児童の居場所づくりの推進

- ・ 国の新・放課後子ども総合プランに基づく、学童クラブとわこうっこクラブとの一体型施設又は一体的な運営により、放課後等における児童の居場所の充実を図ります。
- ・ 既存施設や小学校の教室等を最大限活用するなど、放課後の居場所を確保します。
- ・ イベント型事業である子ども教室をわこうっこクラブに包含し、地域と協力して実施します。

施策2 児童や青少年の居場所づくり

- ・ 公共施設等を活用し、児童や青少年が幅広く利用できる居場所づくりを行います。
- ・ 児童や青少年が主体性を持ち、よりよい居場所づくりに参画できるよう地域等と関わる仕組みづくりに取り組みます。

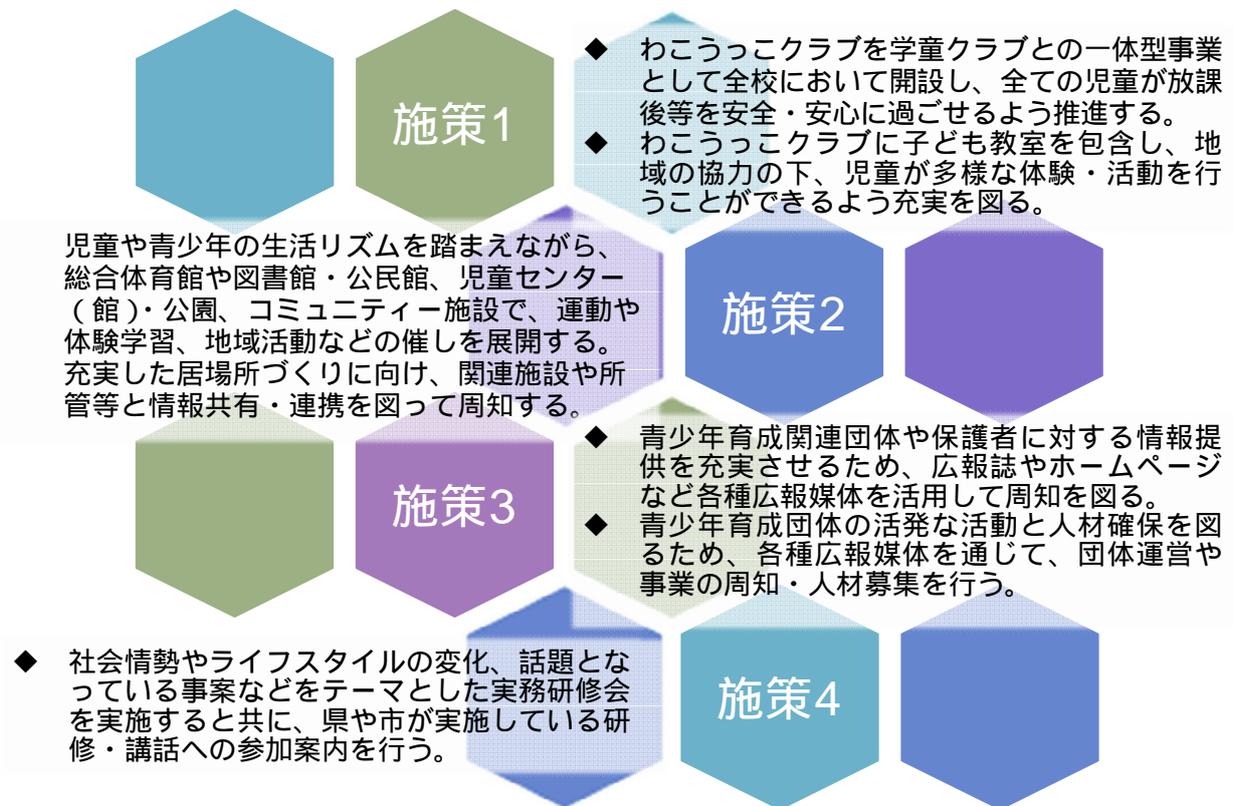
施策3 青少年健全育成活動の支援

- ・ 青少年活動団体や保護者に対し、研修や情報交換の場を提供します。
- ・ 青少年が親や地域の人、異年齢も含めた友だちとコミュニケーションを図ることを目的とした事業を実施します。

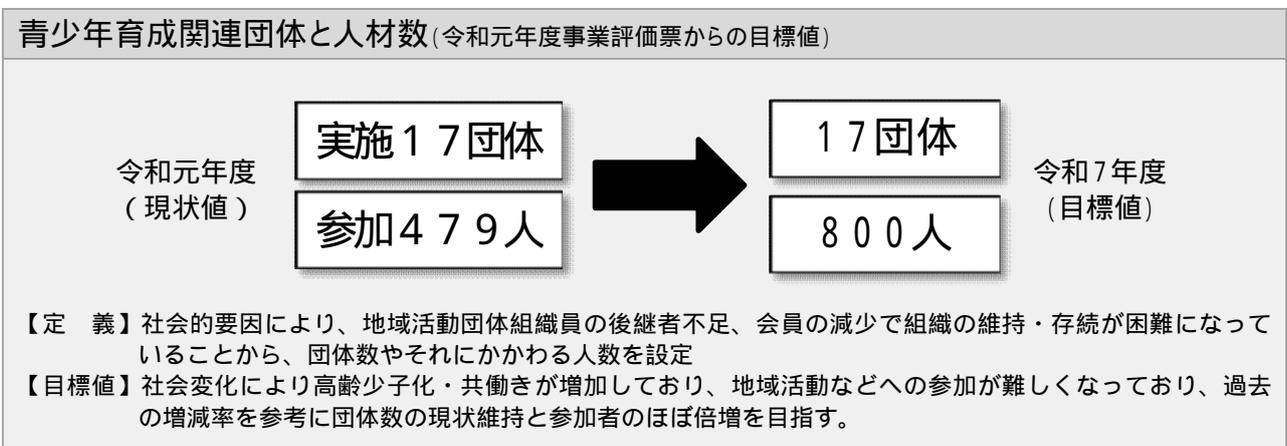
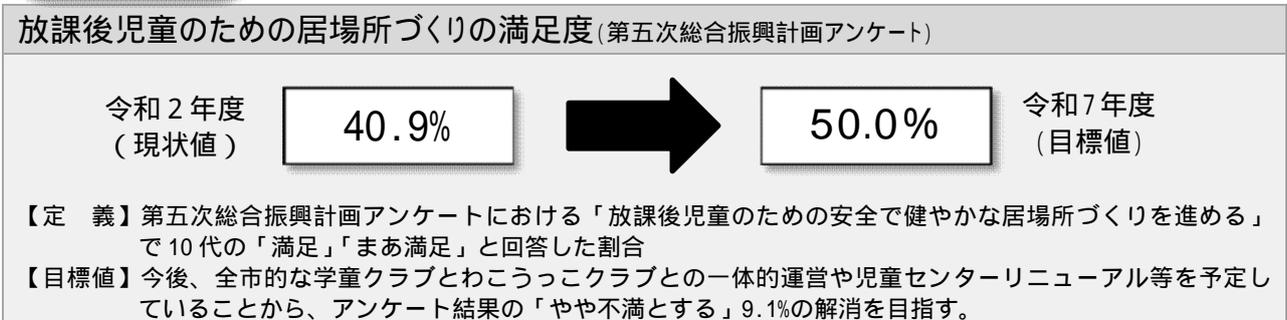
施策4 児童・青少年に対する相談支援の強化

- ・ 学童クラブ及び児童センター（館）等の放課後の居場所において、児童や青少年が抱える困難や保護者が抱える子育てに対する不安が解消されるよう子育て世代包括支援センター等と連携した相談機能の充実に取り組みます。

主な取組例



指標



基本施策8 生涯学習の振興

市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供し、市民が自主的・自発的な学習活動を行い、学んだことを地域で生かせるようにします。

現状と課題

生涯学習活動を充実させていく上で、生涯学習の市民への浸透が十分ではなく、地域に潜在する社会教育資源や人材の発見、育成及び有効活用が求められています。

活動団体の構成員の高齢化やメンバーの固定化、また登録団体が年々減少していることから、若い年齢層の参加及び利用団体の促進を図る必要があります。

生涯学習講座などに関して、学習者の年齢層に偏りがあり、人々が生涯にわたっていつでもどこでも自由に学ぶことができ、その成果を適切に生かすという生涯学習の意義から、より幅広い世代の参加が求められています。

社会教育施設については、施設及び設備の老朽化に伴い、市民の方が安心安全に利用できる環境にするため、計画的に修繕を行うことが求められています。

図書館については、蔵書の充実や情報化への対応など、市民の多様化するニーズへの取組や、全ての子供たちが本に親しむことができる環境づくりが求められています。

施策の展開

施策1 市民の主体的・自主的な学習活動の支援

- ・ 地域の社会教育資源や人材の発見、育成及び有効活用を推進します。
- ・ HPの充実やメールマガジンの送付、生涯学習だよりや広報わこうを通して、指導者や生涯学習に関する情報を積極的に発信し、活動団体に対する支援を充実させます。
- ・ わこう市政学習おとどけ講座や生涯学習指導者紹介事業の周知を図り、学びの成果を還元します。
- ・ 今日の課題や地域課題をテーマとし、受講対象を明確にした市民大学等の機会を通じて、諸活動を担うファシリテーターの育成に努めていきます。
- ・ 公民館自主サークル活動の育成・支援を図りサークル間の交流を推進します。
- ・ 地域の公民館を中心とした課題に取り組み、地域社会への参加を推進します。
- ・ 公民館利用団体協議会との協働・連携による事業の推進を図ります。

施策2 社会教育施設の充実

- ・ 誰もが利用しやすい施設の管理運営を行います。
- ・ 施設の特性を配慮しつつ、ユニバーサルデザインなど安心安全な施設利用ができるよう努めます。

施策3 生涯学習に関するネットワークの構築と活用

- ・ 公民館、図書館及び新倉ふるさと民家園並びに市内研究機関や提携大学などと生涯学習に関するネットワークを構築し、情報の収集、共有及び発信を進めます。

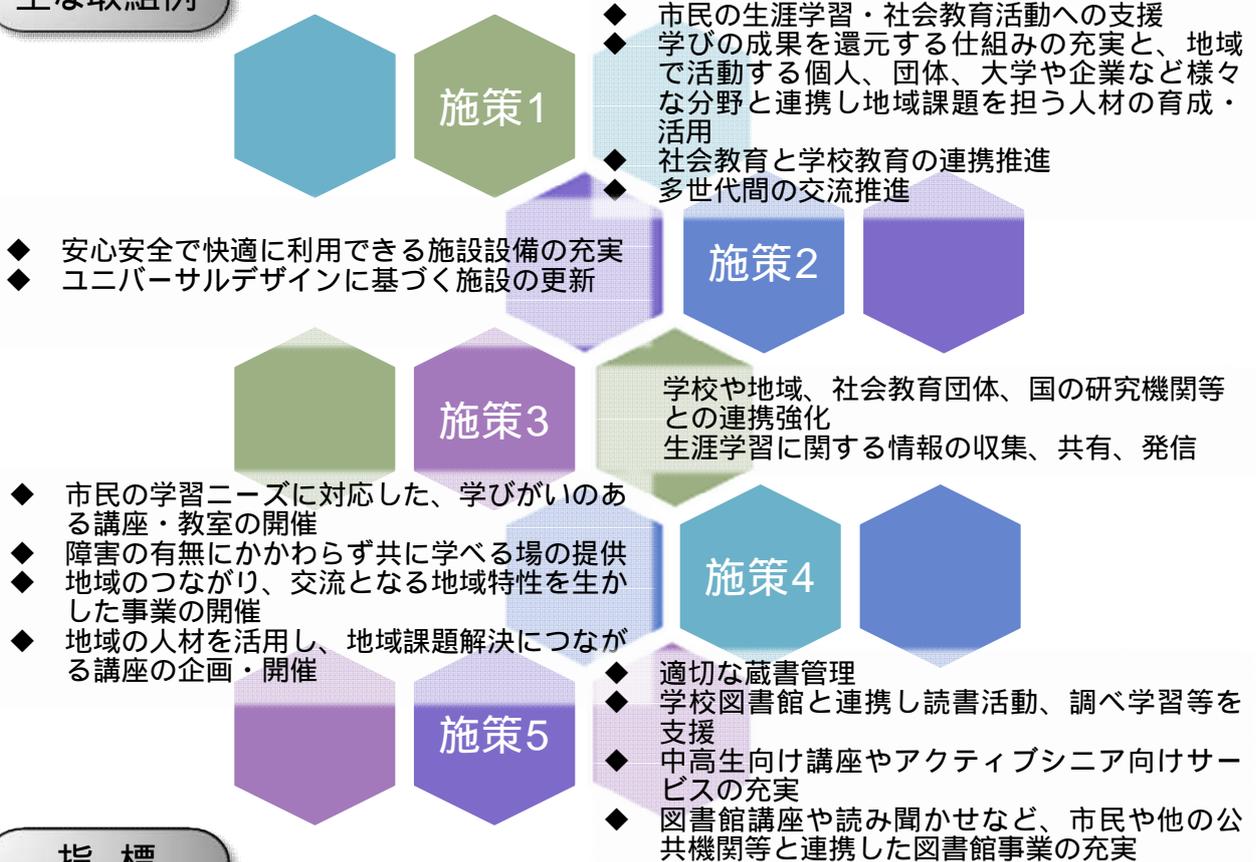
施策4 多様な市民ニーズに対応した講座の企画・開催

- ・ 多様な市民ニーズや現代的課題に対応した学習機会の創出及び充実を図り、諸活動を担うファシリテーターの育成に努めます。
- ・ 各公民館において、受講者とともに地域のつながりができる講座を充実させます。
- ・ 子ども大学わこうや市民大学等の機会を通じて、地域課題解決につながる講座を充実させます。

施策5 図書館機能の充実

- ・ 地域コミュニティを支える情報拠点を旨し、図書館機能を充実させます。
- ・ 学校における読書活動への支援、学校図書館との連携を推進します。
- ・ 中高生サービスや障害者、高齢者等へのサービスを充実します。
- ・ 市内の機関や企業との連携を実施し、地域との連携やボランティアの育成、支援、連携を推進します。

主な取組例



指標

生涯学習の充実度 (第五次総合振興計画アンケート)

令和2年度
(現状値)

21.1%



50.0%

令和7年度
(目標値)

【定義】第五次総合振興計画アンケートにおける「心豊かな市民生活を築けるよう生涯学習を充実させる」で「満足」「まあ満足」と回答した割合

【目標値】現状の満足度が約2割であることから、今後は「どちらとも言えない」と回答した人の半数値を満足度に加え、約5割の満足度を目指す。

一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会づくり (第五次総合振興計画アンケート)

令和2年度
(現状値)

20.5%



50.0%

令和7年度
(目標値)

【定義】第五次総合振興計画アンケートにおける「一人ひとりが個性と能力を発揮できる社会づくりを進める」で「満足」「まあ満足」と回答した割合

【目標値】現状の満足度が約2割であることから、今後は「どちらとも言えない」と回答した人の半数値を満足度に加え、約5割の満足度を目指す。

基本施策9 歴史的文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興

市民の貴重な財産である文化財や郷土の歴史を後世に伝えていくとともに、市民が郷土に愛着を持てるようにします。また、文化活動を行う市民の自主性が尊重され、創造的な文化活動を活性化します。

現状と課題

市内には、多様な歴史的文化資源があるものの、広く市民に認知されておらず、より多くの人に認知されるような取組が必要です。

- 市内の貴重な出土遺物、民具、古文書等を適切に保管し、学校教育や生涯学習などに積極的に活用・公開できる収蔵場所の確保が課題となっています。
地域における伝統文化を未来に継承する担い手を社会全体に広げていくため、その魅力を発信し、学ぶ機会を拡大していく必要があります。
広く文化に触れる機会を市民文化センターなどにおいて提供していますが、更に、市民の自主的な文化活動を促進させていくことが求められています。
- 学校や地域において、子供たちの文化芸術に触れる機会を充実させることは、豊かな感性や創造性を育むことにもつながります。
- 障害者が自らの可能性を追求しつつ、豊かな人生を送ることができるよう、障害者の文化芸術活動を支援する必要があります。

施策の展開

施策1 歴史的文化資源の保存・活用

- ・ 弥生時代の貴重な環濠集落として国指定史跡となった午王山遺跡の保存・活用を推進するとともに、近隣のまちづくりと連携し、市民が遺跡について学ぶことのできる環境を整えます。
- ・ 市民の歴史学習として保存庫に収蔵する文化財を「観る」「触れる」「使う」など効果的に活用し、文化財に対する意識の醸成を図ります。
- ・ 遺物等の整理・保存のための歴史資料室を、市民の学びの場の1つとして開放し、学芸員等と歴史観を共有できるようにします。

施策2 歴史的文化資源の魅力発信と学ぶ機会の充実

- ・ 郷土資料館をもたない本市において、デジタルミュージアムは市民の歴史学習を支援する有効なツールであることから、内容を充実させることにより、学校における地域学習に効果的に活用します。
- ・ 和光市史平成版を編さんし、ホームページ上に掲載することにより、誰もが郷土の歴史を身近に感じることができるよう推進します。

施策3 地域における伝統文化の継承

- ・ 地域における伝統文化を未来に継承するため、市指定無形文化財をはじめとした伝統文化の担い手育成について積極的に取り組みます。
- ・ 新倉ふるさと民家園で取り込まれる本市に昔から残る季節折々の行事は、市民に郷土愛を醸成していく機会となることから、積極的に発信していきます。
- ・ 市民と行政の協働のモデルともなる新倉ふるさと民家園古民家愛好会との活動が、より円滑に推進できるよう努めます。

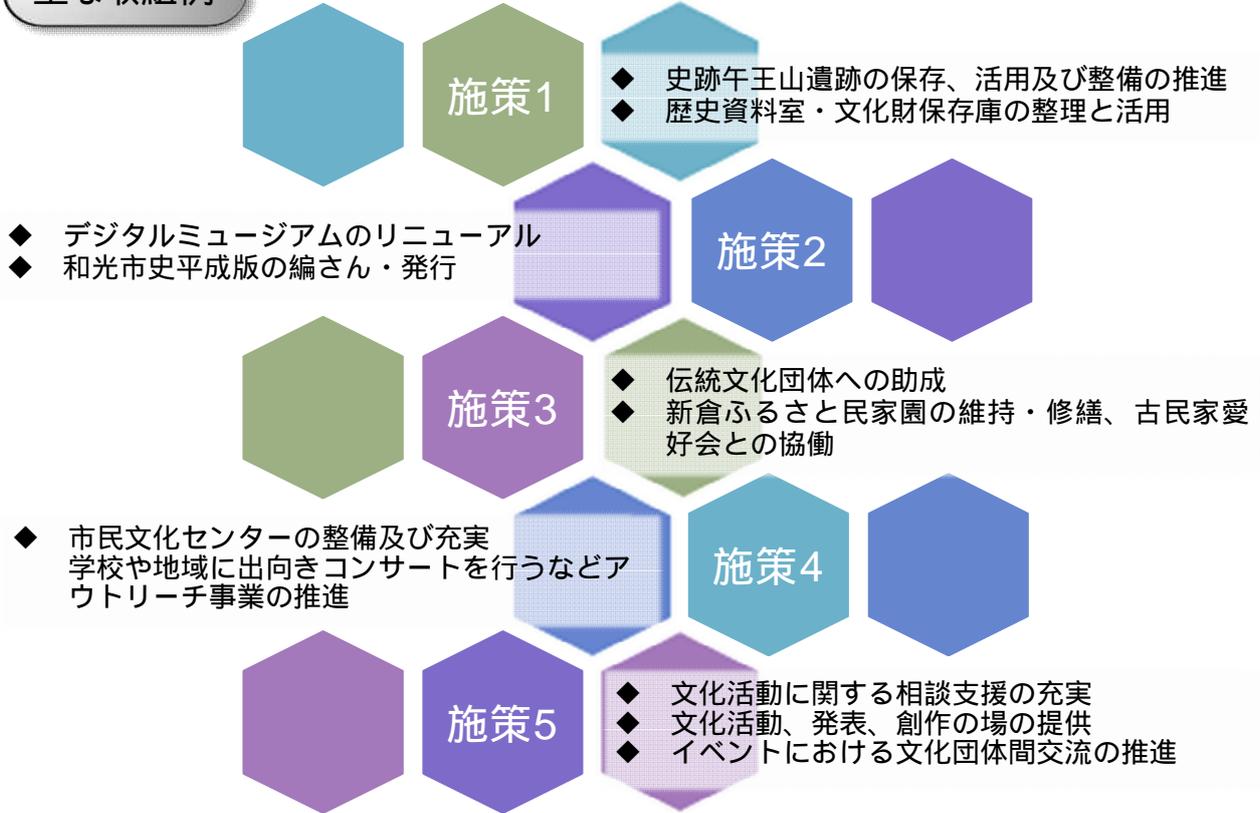
施策4 文化に触れる機会の提供及び文化交流の推進

- ・ 市民の文化振興の中核施設である市民文化センターを利用者が安全で快適に利用できるよう、整備及び充実に努めます。
- ・ 学校や地域において子供たちが文化芸術に触れる機会を充実させるため、アウトリーチ事業を推進します。

施策5 自主的で創造的な文化活動の支援

- ・ あらゆる世代に対して文化に触れる機会を提供するとともに、文化団体間交流などを推進します。
- ・ 多種多様な文化活動、発表及び創作の場の充実を図ります。

主な取組例



指 標

故郷としての愛着度 (和光市教育に関するアンケート)

令和2年度
(現状値)

44.0%



70.0%

令和7年度
(目標値)

【定 義】和光市教育に関するアンケートにおける「和光市についてふるさととしての愛着を感じている」の割合
 【目標値】故郷としての愛着度については既に約4割が愛着を感じていることから、「どちらとも言えない」と回答した人の割合を加え、約7割の愛着度を目指す。

国・県・市指定文化財件数

令和2年度
(現状値)

16件



20件

令和7年度
(目標値)

【定 義】保護・保存が必要な文化財として理解されている実数
 【目標値】文化財指定の基本調査を進め、諮問・答申を目指す数

文化活動への満足度 (第五次総合振興計画アンケート)

令和2年度
(現状値)

27.4%



50.0%

令和7年度
(目標値)

【定 義】第五次総合振興計画アンケートにおける「市民の文化活動の支援などをし、創造的な文化活動を活発にする」で「満足」「まあ満足」と回答した割合
 【目標値】現状の満足度が約3割であることから、今後は「どちらとも言えない」と回答した人の半数値を満足度に加え、約5割の満足度を目指す。

基本施策 10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民が身近な場所でスポーツ・レクリエーションに親しみ、自主的に取り組めるようにします。

現状と課題

既存施設の老朽化・劣化が進んでおり、年々増加するスポーツ施設利用者の要望に応えるため、スポーツ・レクリエーション活動のための場所の計画的な維持・管理が求められています。

スポーツ・レクリエーションの参加状況は、その内容によって参加者の年齢層に偏りがあり、幅広い世代に対するスポーツ・レクリエーション活動への参加意識を高めるための取組が求められています。

多種多様な事業を展開していくための体育団体の担い手が不足しているため、担い手の確保が求められています。

施策の展開

施策1 スポーツ施設の利用促進

- ・ 運動場、総合体育館やアーバンアクア公園及び広沢複合施設の市民プールなど、スポーツ・レクリエーションの活動拠点として利活用を促進します。

施策2 スポーツ施設の維持管理

- ・ 公共施設マネジメント実行計画を再確認し、施設の安全性・利便性の向上に努めます。
- ・ 施設の計画的な維持管理・修繕を行います。

施策3 学校施設や国の施設の有効活用

- ・ 市内小中学校の校庭及び体育館となる学校開放利用を促進して行きます。
- ・ 市内にある国の施設を市民開放により継続して有効利用ができるよう関係機関に働きかけます。

施策4 参加しやすいイベントの企画・開催

- ・ 市民ニーズに対応した参加しやすいイベントを企画・開催して行きます。
- ・ 市民の健康と体力増進、楽しく継続したスポーツができるよう施設特性を生かし、適正と利便性の向上を図って行きます。

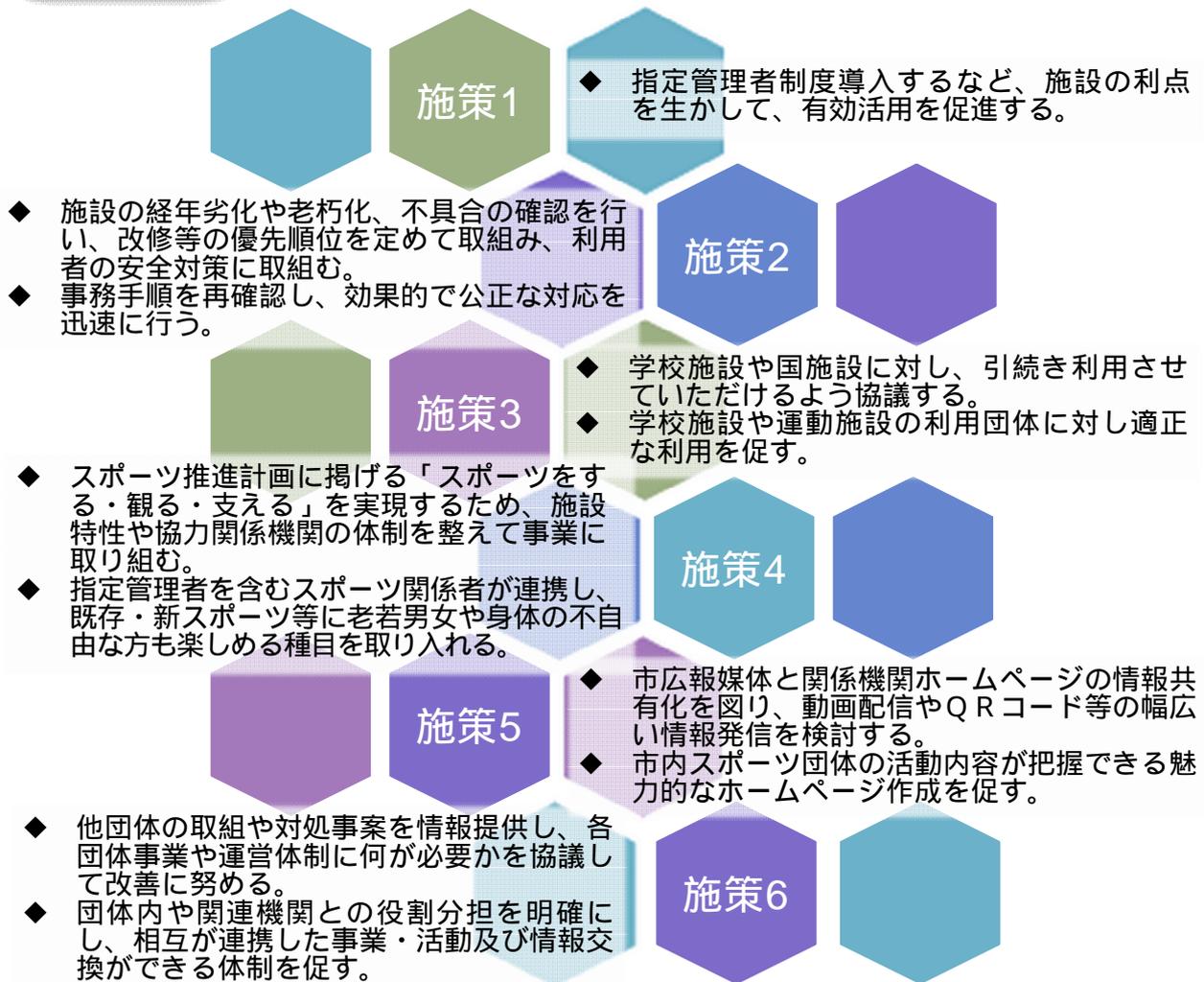
施策5 スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信

- ・ 広報誌や市ホームページなど各種広報媒体を活用して情報発信をして行きます。
- ・ 各施設やスポーツ団体のホームページを充実させます。

施策6 体育団体の役員の後継者の養成

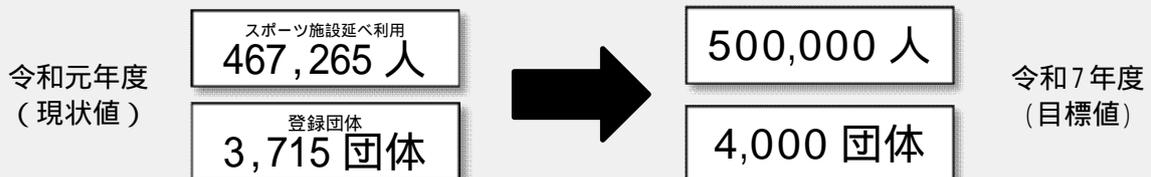
- ・ 体育団体及びその加入組織の後継者養成を行います。
- ・ 各団体の活動や組織運営の自立支援をして行きます。

主な取組例



指標

スポーツ・レクリエーションの環境の整備(令和元年度事業評価)



【定義】市内のスポーツ施設の延べ利用人数と登録している団体数

【目標値】生涯スポーツの施設と利用情報の提供を充実させることで、民間施設の利用も含めた選択性が広がるため。

資料編



指 標

計画の進捗状況を把握するため、次のことに留意しつつ指標を設定します。

- 1 現状を踏まえ、施策の取組や達成状況を把握するために必要で適切であること。
- 2 施策の達成を通してよりよい教育振興が図られることが目的で、数字の達成が目的化されることのないようにすること。
- 3 指標はその施策の達成状況すべてを網羅するものではないこと。
- 4 施策の推進には、指標の推移に加え、関連する情報等を踏まえ、多面的・多角的な捉えからのフォローアップに努めること。
- 5 子供や保護者、地域や社会の状況は様々であるとともに、日々変化していくものであるから、主体となる市民の状況等配慮しながら各施策の実施・評価に取り組むことが大切なこと。

現状値は令和2年度、目標値は令和7年度とする。

基本施策1 確かな学力と自立する力の育成

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	勉強する意味や勉強の仕方について (埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)	小4～中3の勉強する理由や勉強の仕方に関する28の質問(全168項目)のうち、県平均と同等(±0.5ポイント以内)か県平均を上回っている項目数の割合	現状値において、学び方改革を進めるには、まず半分の項目で県と同等であることが必要と判断したから。	36.9% (62/168項目) 令和元年度	50.0% (84/168項目)
2	自分自身のことについて (埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)	小4～中3における自己肯定感、挑戦への意欲、将来への展望の3項目(全18項目)のうち、県平均と同等か県平均を上回っている項目数の割合	各学年1項目、達成項目を増やすことを目標とした。	33.3% (6/18項目) 令和元年度	66.7% (12/18項目)

基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	規律ある態度について (埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)	小2～中3における規律ある態度に関する12項目(全96項目)のうち、達成率80%を上回っている項目数の割合	県の割合が約94%であることから、まずは90%を超えることを目標とした。	81.3% (78/96項目) 令和元年度	90.0% (87/96項目)
2	新体力テスト (全国体力・運動能力、運動習慣等調査)	新体力テストの総合評価(A～Eの段階絶対評価)で上位3ランク(A+B+C)の児童生徒の割合が小学校で80%、中学校で85%を達成した学校の割合	体力の底上げのため、すべての学校で県の目標(小学校80%、中学校85%)を達成する必要があるから。	50.0% (6/12) 令和元年度	100.0% (12/12)

基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	学級経営や生徒指導、指導法等について (埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙)	小4～中3の学級経営や生徒指導、指導法等に関する13の質問(全78項目)のうち、県平均と同等か県平均を上回っている項目数の割合	現状においては、指導方法等の改善には、各学年において半分の項目で、県と同等又はそれ以上の達成が必要と判断したため。	33.3% (26/78項目) 令和元年度	50.0% (39/78項目)
2	一月当たりの時間外在校時間 (勤怠管理)	1年間の時間外在校時間が360時間以内かつ1か月の時間外在校時間が45時間を超える月が6か月以内の人数の割合	1校1年で1人ずつ増やしていくことを目標とする。	20.2% 令和元年度	40.0%
3	教員のICTスキル (文部科学省調査)	文部科学省の「教員のICT活用指導力チェックリスト」における16項目の「できる」の割合	授業でICTの活用が今後ますます進むことから、まずは半分の教職員が「できる」とすることが必要と考えたため。	29.9% 令和元年度	50.0%

基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	特別支援学校教諭免許状等の取得率	特別支援学級を担当する本務教員の特別支援学校教諭免許状等の取得率	現状では、1年に1人ずつ、取得する人を増やすことで達成できることから設定した。	44.0%	60.0%

基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	コミュニティ・スクールの理解度 (和光市教育に関するアンケート)	小5、中2の保護者アンケートにおけるコミュニティ・スクールの理解について「よく理解している」「理解している」の割合	コミュニティ・スクールによる家庭や地域社会との連携が大切なことから、まずは5割の方の理解度達成を目指す。	9.3%	50.0%
2	コミュニティ・スクールへの関心 (和光市教育に関するアンケート)	教職員に対するアンケートで、関心のあたる教育課題の設問における「コミュニティ・スクール」を選択した割合	コミュニティ・スクールに対する教職員の関心を、学校づくりや学校運営における重要な柱と認識してもらうことが必要であることから、年10%増の目標値を設定した。	2.6%	50.0%

基本施策6 安全安心な学校施設の整備

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	小中学校特別教室の空調設備の整備	児童・生徒が学習で使用する特別教室（理科室・家庭科室・美術室等）に、空調設備の整備を図る割合	児童・生徒の教育環境の向上、充実を達成するため100%の達成を目指す。	71.0%	100.0%

基本施策7 児童や青少年の居場所づくり

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	放課後児童のための居場所づくりの満足度（第五次総合振興計画アンケート）	第五次総合振興計画アンケートにおける「放課後児童のための安全で健やかな居場所づくりを進める」で10代の「満足」「まあ満足」と回答した割合	今後、全市的な学童クラブとわこうっこクラブとの一体的運営や児童センターリニューアル等を予定していることから、アンケート結果の「やや不満」とする9.1%の解消を目指す。	40.9%	50.0%
2	青少年育成関連団体と人材数（令和元年度事業評価）	社会的要因により、地域活動団体組織員の後継者不足、会員の減少で組織の維持・存続が困難になっていることから、団体数やそれにかかわる人数を設定	社会変化により高齢少子化・共働きが増加しており、地域活動などへの参加が難しくなっており、過去の増減率を参考に団体数の現状維持と参加者のほぼ倍増を目指す。	実施17団体 参加479人	実施17団体 参加800人

基本施策8 生涯学習の振興

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	生涯学習の充実度（第五次総合振興計画アンケート）	第五次総合振興計画アンケートにおける「心豊かな市民生活を築けるよう生涯学習を充実させる」で「満足」「まあ満足」と回答した割合	現状の満足度が約2割であることから、今後は「どちらとも言えない」と回答した人の半数値を満足度に加え、約5割の満足度を目指す。	21.1%	50.0%
2	一人ひとりが個性と能力を發揮できる社会づくり（第五次総合振興計画アンケート）	第五次総合振興計画アンケートにおける「一人ひとりが個性と能力を發揮できる社会づくりを進める」で「満足」「まあ満足」と回答した割合	現状の満足度が約2割であることから、今後は「どちらとも言えない」と回答した人の半数値を満足度に加え、約5割の満足度を目指す。	20.5%	50.0%

基本施策9 創造的な文化の創造

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	故郷としての愛着度 (和光市教育に関するアンケート)	和光市教育に関するアンケートにおける「和光市についてふるさととしての愛着を感じている」の割合	故郷としての愛着度については既に約4割が愛着を感じていることから、「どちらとも言えない」と回答した人の割合を加え、約7割の愛着度を目指す。	44.0%	70.0%
2	国・県・市指定文化財件数	保護・保存が必要な文化財として理解されている実数	文化財指定の基本調査を進め、諮問・答申を目指す数	16件	20件
3	文化活動への満足度 (第五次総合振興計画アンケート)	第五次総合振興計画アンケートにおける「市民の文化活動の支援などをし、創造的な文化活動を活発にする」で「満足」「まあ満足」と回答した割合	現状の満足度が約3割であることから、今後は「どちらとも言えない」と回答した人の半数値を満足度に加え、約5割の満足度を目指す。	27.4%	50.0%

基本施策10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

番号	指標	定義・設定理由	目標値の根拠	現状値	目標値
1	スポーツ施設延べ利用人数と登録団体	市内のスポーツ施設の延べ利用人数と登録している団体数	生涯スポーツの施設と利用情報の提供を充実させることで、民間施設の利用も含めた選択性が広がるため。	467,265人 3,715団体 令和元年度	500,000人 4,000団体

和光市教育振興基本計画策定経過

日 程	内 容	概 要
令和2年7月9日 ～10月16日	アンケート 調査実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民無作為抽出 2 児童生徒（小5、中2）及び保護者 3 小・中学校教職員
令和2年8月21日	第1回教育振興 基本計画策定委 員会会議	<ol style="list-style-type: none"> 1 委嘱書交付 2 和光市教育振興基本計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の背景 ・ 計画の位置付け及び策定体制 3 国・県及び和光市の教育について <ul style="list-style-type: none"> ・ 国及び県の教育振興基本計画について ・ 和光市の教育の取組について 4 和光市教育振興基本計画策定スケジュール 5 アンケートの実施について
令和2年8月 (書面会議)	第1回庁内検討 委員会会議	和光市教育振興基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回策定委員会会議報告 ・ 第2回策定委員会協議内容
令和2年10月23日	第2回教育振興 基本計画策定委 員会会議	和光市教育振興基本計画策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回協議内容の確認 ・ アンケート結果報告及び協議 ・ 計画骨子案について
令和2年11月9日	第2回庁内検討 委員会会議	和光市教育振興基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回策定委員会会議報告 ・ アンケート結果報告 ・ 第3回策定委員会協議内容
令和2年11月25日	第3回教育振興 基本計画策定委 員会会議	和光市教育振興基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回協議内容の確認 ・ 計画骨子案について【総論・各論】
令和2年11月26日	第11回定例教育 委員会会議	和光市教育振興基本計画の策定について進捗状況 報告
令和2年11月26日	第2回総合教育 会議	和光市教育振興基本計画の策定について進捗状況 報告
令和2年12月24日	第12回定例教育 委員会会議	和光市教育振興基本計画に関するパブリックコメ ントの実施について
令和3年1月6日 ～1月25日	パブリックコメ ントの実施	計画原案に対する意見募集
令和3年1月28日	第1回定例教育 委員会会議	和光市教育振興基本計画（案）の報告
令和3年2月8日	第4回教育振興 基本計画策定委 員会会議	和光市教育振興基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 和光市教育振興基本計画について
令和3年2月15日	第3回庁内検討 委員会会議	和光市教育振興基本計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの結果報告 ・ 第4回策定委員会協議内容
令和3年2月25日	第2回定例教育 委員会会議	和光市教育振興基本計画（案）の議決

和光市教育振興基本計画策定委員会設置規則

- (設置)
 第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく市の教育振興に関する基本的な計画(以下「教育振興基本計画」という。)を策定するため、和光市教育振興基本計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。
- (所掌事務)
 第2条 策定委員会は、教育振興基本計画の策定に関する事項を検討し、その結果を和光市教育委員会(以下「教育委員会」)に報告するものとする。
- (組織等)
 第3条 策定委員会は、委員13人以内で組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。
 (1) 学識経験を有する者
 (2) 和光市小・中学校校長会の代表者
 (3) 和光市PTA連合会の代表者
 (4) 和光市社会教育委員の代表者
 (5) 和光市民生委員児童委員協議会の代表者
 (6) 公募等による市民
 (7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認めるもの
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。
 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- (会議)
 第4条 策定委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 4 委員長は、その事務を処理するために必要があるとき認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。
- (庶務)
 第5条 策定委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。
- (その他)
 第6条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。
- 附 則
 1 この規則は、令和2年6月1日から施行する。
 2 この規則は、題2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

和光市教育振興基本計画策定委員会名簿

氏名	選出区分	選出団体等
宮川 保之	第1号委員	十文字学園女子大学教授
山崎 すみ子	学識経験を有する者	和光市心の教育推進委員会
○隅田 浩文	第2号委員	和光市立小中学校校長会
石川 毅	和光市校長会の代表者	
宮本 康治	第3号委員 和光市PTA連合会の代表者	和光市PTA保護者連合会
久米 隼	第4号委員	和光市社会教育委員
山崎 尚子	和光市社会教育委員の代表者	
大谷 鐵子	第5号委員	和光市民生委員児童委員協議会連合会
柳下 澄江	和光市民生委員児童委員協議会の代表者	
片山 義久	第6号委員	市民代表
猪瀬 知順	公募等による市民	

【 委員長 副委員長】

和光市教育振興基本計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法(平成18年法律第120号)第17条第2項の規定に基づく市の教育振興に関する基本的な計画(以下(教育振興基本計画)という。)の策定について検討するため、庁内に和光市教育振興基本計画庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事務を所掌し、その結果を和光市教育委員会(以下「教育委員会」という。)に報告するものとする。

- (1) 教育振興基本計画の策定に関する事項の調査及び研究に関すること。
- (2) 教育振興基本計画の内容の検討及び素案の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育振興基本計画の策定に関し教育委員会が必要と認めること。

(組織等)

第3条 検討委員会は、市民活動推進課長、総務人権課長、地域包括ケア課長、保育施設課長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長及びスポーツ青少年課長を委員として組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、教育総務課長をもって充て、副委員長は委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、その事務を処理するために必要があると認めるときは、会議に委員以外のものを出席させ、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる

(庶務)

第5条 検討委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

2 この要綱は、第2条の規定による報告があった日限り、その効力を失う。

和光市教育振興基本計画庁内検討委員会名簿

氏 名	所属・職名
野 中 大 介	市民環境部市民活動推進課長
亀 井 義 和	総務部次長兼総務人権課長
長 坂 裕 一	保健福祉部地域包括ケア課長
平 川 京 子	子どもあんしん部保育施設課長
前 島 祐 三	教育委員会事務局次長兼教育総務課長
佐 藤 真 二	教育委員会事務局次長兼学校教育課長
茂 呂 あ か ね	教育委員会事務局生涯学習課長
高 橋 契 将	教育委員会事務局スポーツ青少年課長

【 委員長 副委員長】

用語解説

文中において、印がついた語句の内容説明です。

	語句	説明	ページ
1	学習指導要領	全国のどの地域で教育を受けても、一定の水準の教育を受けられるようにするため、文部科学省が学校教育法等に基づいて定めた、基準。各学校では、この基準に基づいて教育課程（カリキュラム）を編成している。	1
2	カリキュラム・マネジメント	各学校が教育課程（カリキュラム）の編成、実施、評価、改善を計画的かつ組織的に進め、教育の質を高めること。	1
3	社会に開かれた教育課程	「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められている資質・能力を子供たちに育むこと。	1
4	コミュニティ・スクール（学校運営協議会）	校長が作成する学校運営の基本方針を承認するなどの機能を有する合議制の機関「学校運営協議会」が設置されている学校のこと。	1
5	チーム学校	教員と多様な専門性を持つ職員が一つのチームとなった学校のこと。「専門性に基づくチーム体制の構築」「学校マネジメント機能の強化」「教員一人一人が力を発揮できる環境の整備」の3つの視点に沿って学校のマネジメントモデルを転換することが重要。	1
6	主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）	主体的な学びとは、学ぶことに興味・関心をもち、学習活動を見通したり、振り返ったりしながら課題を解決していくこと。対話的な学びとは、他者との協働や先哲の考え方を手掛かりに自らの考えを広げ深めること。深い学びとは、教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげること。	1
7	AI（人工知能）	Artificial Intelligenceの略で、「人工知能」のこと。「計算」という概念と、「コンピュータ」という道具を用いて「知能」を研究する計算機科学の一分野を指し、言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術のこと。	1
8	ビッグデータ	従来のシステムでは管理や分析が不可能だった強大なデータ群のことで、技術の発達によって、ビッグデータを利用・分析できるようになり、社会の問題を解決に導くような知見を得たり、新たな仕組みを生み出したりすることが可能になったこと。	1
9	ICT（情報通信技術）	Information & Communication Technologyの略で「情報通信技術」のこと。コンピュータやネットワーク等における技術やサービスなどの総称。	9
10	コーホート変化率法	コーホートとは同じ年や期間に生まれた人々の集団のことで、各コーホートについて過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。	11
11	人生100年時代	寿命が延びて100歳を超えるようになれば、これまでの80歳程度のライフコースを見直し、年齢に関係なく、新しい知識やスキルを学び直すことで、一人にいくつもの仕事の選択肢が存在する社会にしていくこと。	12
12	グローバル化	情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、ヒト、物財、情報の国際的移動が活性化して、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象のこと。	13
13	学校応援団	学校における学習活動、安心・安全確保、環境整備などについてボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織のこと。	24
14	放課後子供教室	すべての子供を対象として、放課後や週末などに小学校の余裕教室などを活用し、地域住民の参画を得て子供たちが共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などを行うもの。	28

15	わこうっこクラブ	学校の余裕教室等を活用し、安全・安心な子供たちの居場所（活動拠点）として、地域の参画を得て勉強やスポーツ、文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供すること。	28
16	ドライシステム	細菌等の繁殖を防ぐため、床が濡いた状態で調理や洗浄等の作業ができるシステムのこと。	28
17	コミュニティ・サイト	共通の趣味や話題、関心事や目的などを持つ人が参加し、情報を交換したり交流を深めたりするインターネット上のサイトのこと。	29
18	ネット依存	勉強や仕事など生活面や心身の健康面などよりもインターネットの使用を優先してしまい、使う時間や方法を自分で制御できない状態のこと。	29
19	ソーシャル・スキル	対人関係における目標を達成するために、適切かつ有効な振る舞いやものの言い方などの総称のこと。	33
20	子ども大学わこう	小学4年生から6年生を対象として、地域の研究機関や近隣大学等の協力を得て、夏季休業中に学校では学べない専門的なことを分かり易く学べる学校のこと。	34
21	地域学校協働活動（推進員）	地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指し、地域と学校が相互に連携・協働して行う様々な活動のこと。（またその活動に際し、地域と学校をつなぐ役割を果たす人）	35
22	地区社会福祉協議会（地区社協）	誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目的に、地域住民が自発的に取り組むために設立された自主的な住民組織のこと。	35
23	GIGAスクール構想	義務教育を受ける児童生徒のために、一人1台の学習者用PCと高速ネットワーク環境などを整備する5年間の計画のこと。	36
24	ネットリテラシー	インターネットを正しく使いこなすための知識や能力のこと。例えばネット上の情報を正確につかみ、適切に対応できることやプライバシー保護やセキュリティ対策を講じられることなど。	36
25	マルチステージ	これまでの「教育」「勤労」「引退」の3ステージのように、みんなが同じ時期に同じことをする時代から、一人一人が違った働き方を見出し、複数のキャリアを持って多様な人生を歩んでいくこと。	39
26	I o T	コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能をもたせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることによって、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。	39
27	Society5.0	サイバー（仮想）空間、フィジカル（現実）空間を高度に融合させたシステムによって経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会のこと。狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く新たな社会を指す。	39
28	プログラミング教育	2020年度から必修化され、プログラミング的思考を育てる教育のことで、プログラミングを行う際に必要となる論理的思考力のこと。	42
29	チーム・ティーチング	学級担任や教科担任が一人で授業を進めるのではなく、複数の教員で行う授業の形態。児童生徒の習熟度に合わせてグループ分けしたり、複数学級の児童生徒を弾力的にグループ分けしたりするなどの方法がある。	42
30	小1プロブレム	入学したばかりの1年生が、集団行動をとれなかったり、授業中座っていらなかったりするなど、小学校生活になかなか馴染めない状態が数カ月継続する状態のこと。	43
31	中1ギャップ	小学校から中学校に進学した際、それまでとの環境の変化の違いについていけないで、いじめが起きたり不登校になったりする現象のこと。	43
32	インクルーシブ教育	人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのこと。	48